

福崎町第 7 期障がい福祉計画 第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年度から令和 8 年度



令和 6 年 3 月

兵庫県福崎町

「表紙」の紹介

令和5年度ガジロウ誕生10周年記念として「ガジロウの絵コンテスト」が開催されました。最終選考に残った作品の中に、ガジロウと白杖を持った女性、車椅子に乗った男性、男性をサポートする女性が、皆で楽しそうに歌を歌っている作品があり、本計画の趣旨のイメージに合っていることから、表紙に採用しました。

作 品 名：楽しいね

作 者：秋山 弘隆（あきやま ひろたか）

作品説明：昔のガジロウは人間に悪さばかりしていたが、今では心を入れ替え、今日も長い髪を振り乱し地域のイベント「カラオケ大会」に笑顔でこのように一緒に加わりみんなから親しまれ愛されている姿を描きました。

作者の秋山さんは、令和3年度に実施した障害者週間普及啓発ポスターにて、大人の部で優秀作品に選ばれている方です。

ごあいさつ

近年、障がい福祉の分野においては、『共生社会』の実現に向けた様々な取り組みが進んでいます。

本町においても、障がいの有無に関係なく、誰にもやさしい町として、共生のまちづくりを目指しています。

令和5年4月28日、関西福祉大学・非営利型一般社団法人
アート ファンク
ART FUNK・福崎町の3者で「共生のまちづくりに係る連携に関する協定」を締結させていただきました。



また、同年5月7日には、福崎町文化センターにおいて、「神崎ろうあ協会」の設立記念式典が開催され、さらに、9月23日の手話言語の国際デーには、手話ダンス甲子園決勝大会をエルデホールで開催させていただき、テレビ、新聞に大きく取り上げられたところです。神崎郡3町が手を携えて手話言語条例の制定を進めていくことも表明させていただきました。今後は手話に関することも含めて、共生のまちづくりの実現に向けてユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきたいと考えています。

この度、「福崎町第6期障がい福祉計画」及び「福崎町第2期障がい児福祉計画」が令和5年度をもって終了することから、国や兵庫県の動向を見据えながら、障がいのある方のニーズや、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、「福崎町第7期障がい福祉計画」及び「福崎町第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後も、障がいのある方が地域で自立した生活をするために必要な支援が提供できるよう、そして自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らせるよう取り組みを推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました福崎町障がい福祉計画策定委員会委員の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、ご協力いただきました関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

福崎町長 尾崎吉晴

目 次

第 1 章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	本計画の期間	3
4	計画における障がい者の定義	3
5	本計画の策定体制	4
6	計画の基本指針	4
第 2 章	障がい者の現状	5
1	障がい者の現状	5
2	障がい者福祉施設の現状	13
3	当事者団体との意見交換会概要	15
4	障がい者福祉を取り巻く課題の設定	19
第 3 章	計画の基本的な考え方	21
1	本町の障がい者施策が目指す姿	21
2	計画の基本目標と施策の体系	21
第 4 章	第 7 期障がい福祉・第 3 期障がい児福祉計画	26
1	計画の概要	26
2	前計画の成果目標実績（令和 3 年度～令和 5 年度）	28
3	第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の成果目標	33
4	障害福祉サービスの見込み	44
5	地域生活支援事業の見込み	77

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、障がい者（児）が地域社会での共生の実現に向け、日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進することを目的として制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、地域における障がい福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

本町では、令和3年（2021年）3月に「福崎町第3次障がい者プラン」において、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

この間、国においては障がいのある方に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が成立しました。

令和3年度には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行」（医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正」（努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化、障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要）、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行」（地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備））が行われました。

また、令和4年度には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行」（障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、・国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す）、「こども家庭庁設置法等の成立（R5.4 施行）」、「障害者総合支援法等の一括改正（R6.4 施行予定）」

（障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる）、「障害者差別解消法改正（R3.6 公布）に基づく国の基本方針の改定」（閣議決定され、R5 年度中に各府省において対応指針が改定される予定）が行われました。

本町において、全ての方々の人権が尊重され、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を一体的に策定し、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標（成果目標及び見込量）を策定します。

2 計画の位置づけ

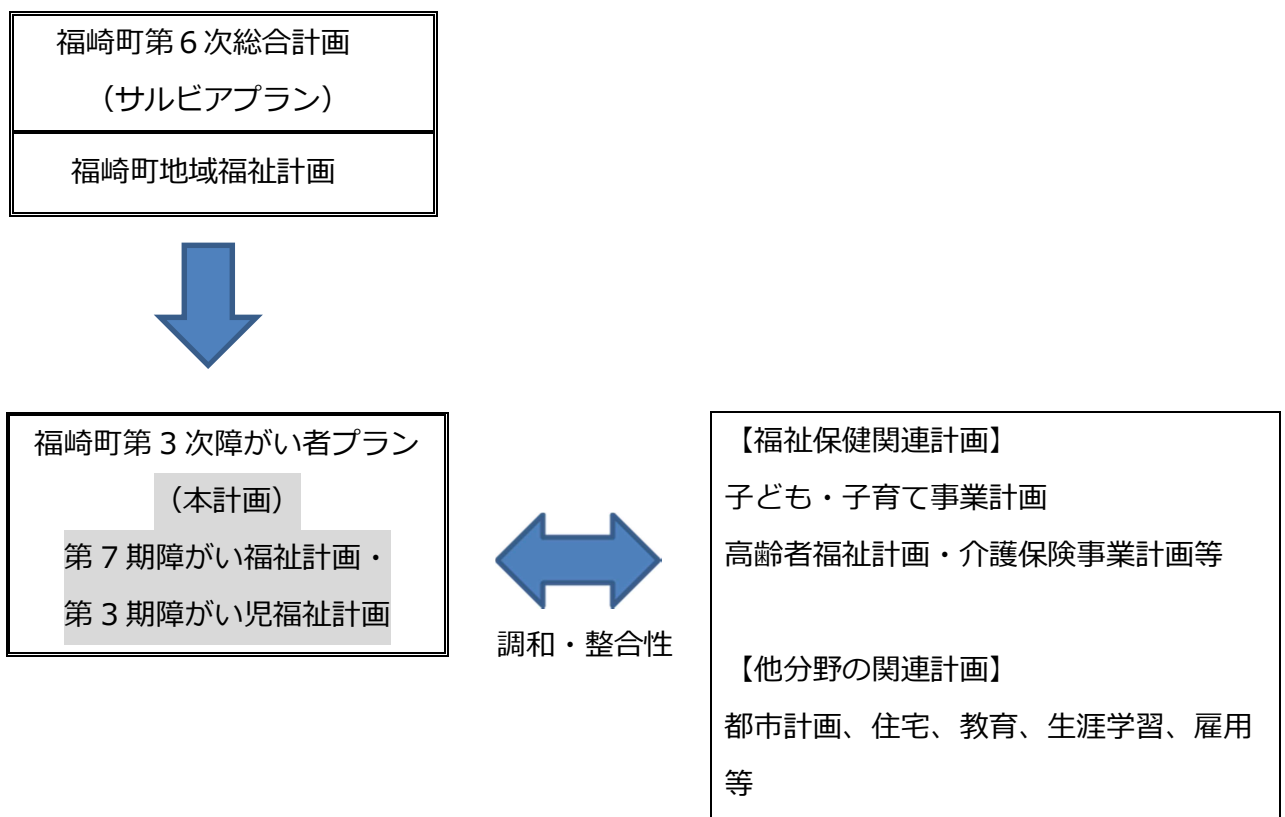
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び兵庫県の計画との整合性を図りながら、「福崎町総合計画」及びその障がい者福祉分野計画である「福崎町障がい者プラン」との整合を考慮し、策定するものです。

■ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画と他の計画との関連性



3 本計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

国の法制度の改正等が生じた場合は、その改正内容に合わせて、必要に応じ見直しを行うものとします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

4 計画における障がい者の定義

本計画におけるこの計画の対象者は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3障がい及び難病等に該当する方々です。

■障がい者

身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障がい者」

知的障害者福祉法にいう「知的障がい者」のうち18歳以上の方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障がい者」のうち18歳以上の方（発達障がい者を含みます）

■障がい児

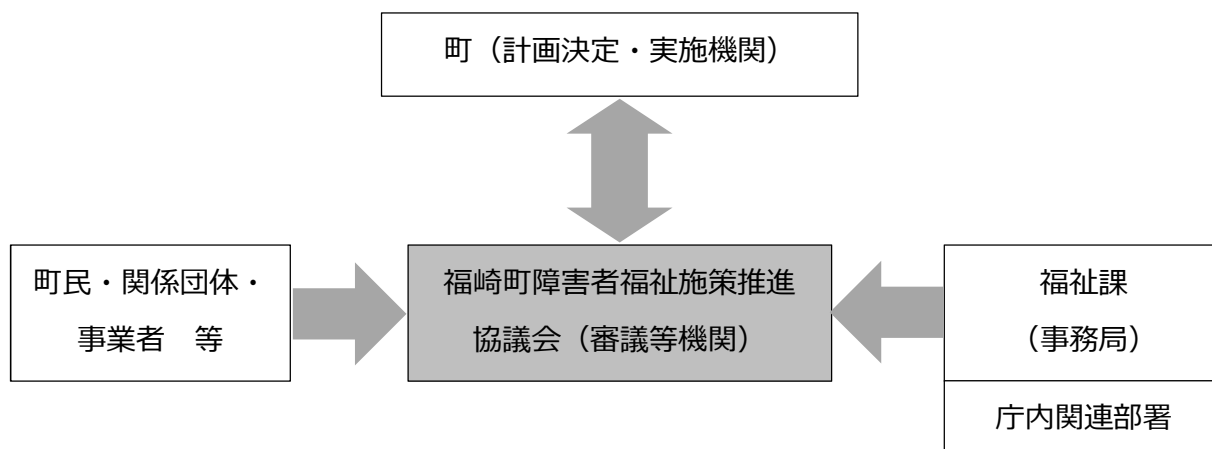
児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」

身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含みます）

5 本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所や関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「福崎町障害者福祉施策推進協議会」で協議し、意見を求めました。

■計画の策定体制



6 計画の基本指針

本計画は、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の基本指針において示された基本理念を踏まえつつ、以下の点に配慮して作成しています。

- (1) 障がい者（児）の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、
就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

第2章 障がい者の現状

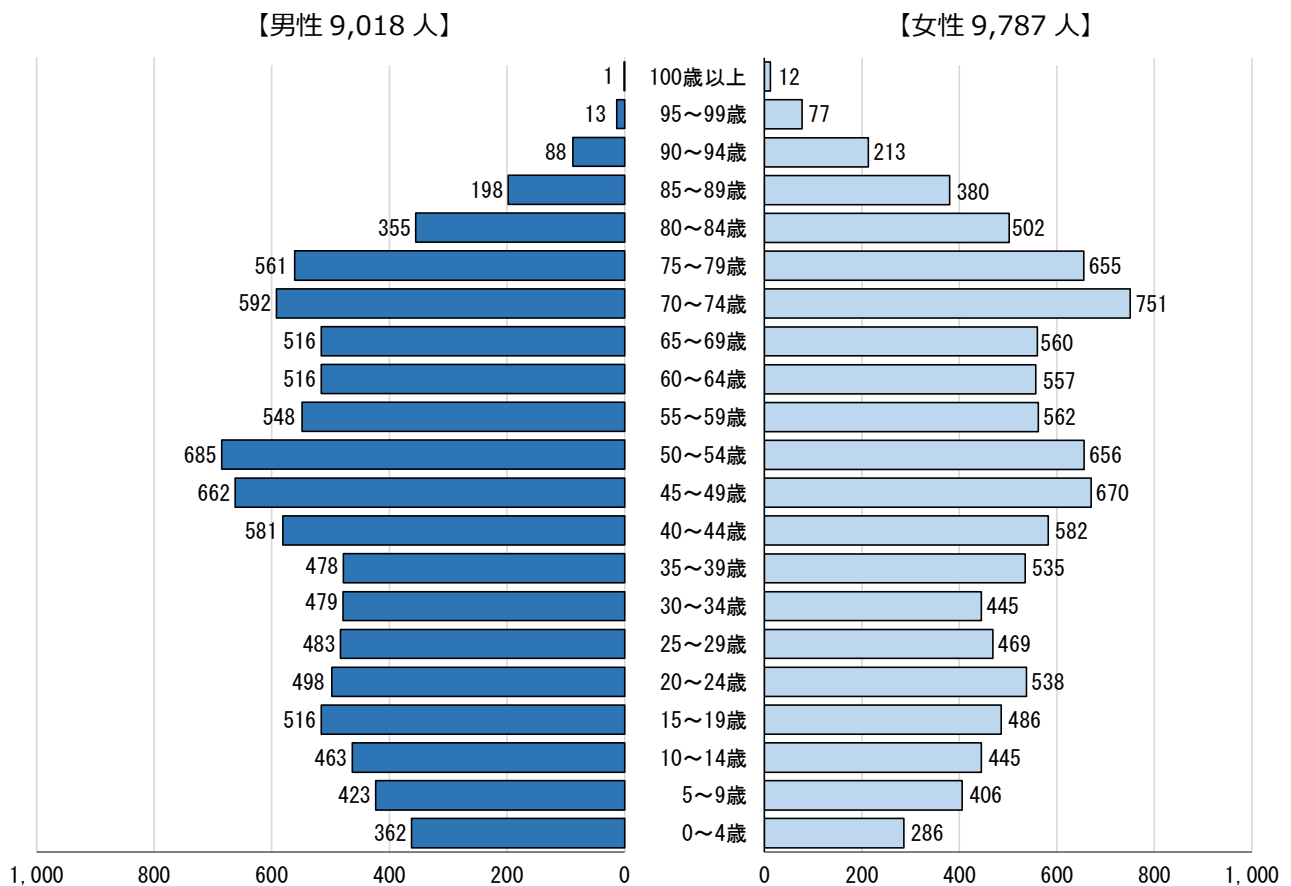
1 障がい者の現状

(1) 人口の状況

令和5年9月末日時点の本町の総人口をみると、男性は9,018人、女性は9,787人で、合わせて18,805人となっています。

年齢階層別では、男性は「50～54歳」が最も多く、次いで「45～49歳」となっています。女性では、団塊の世代である「70～74歳」が最も多くなっています。

図 人口の年齢分布（人口ピラミッド）

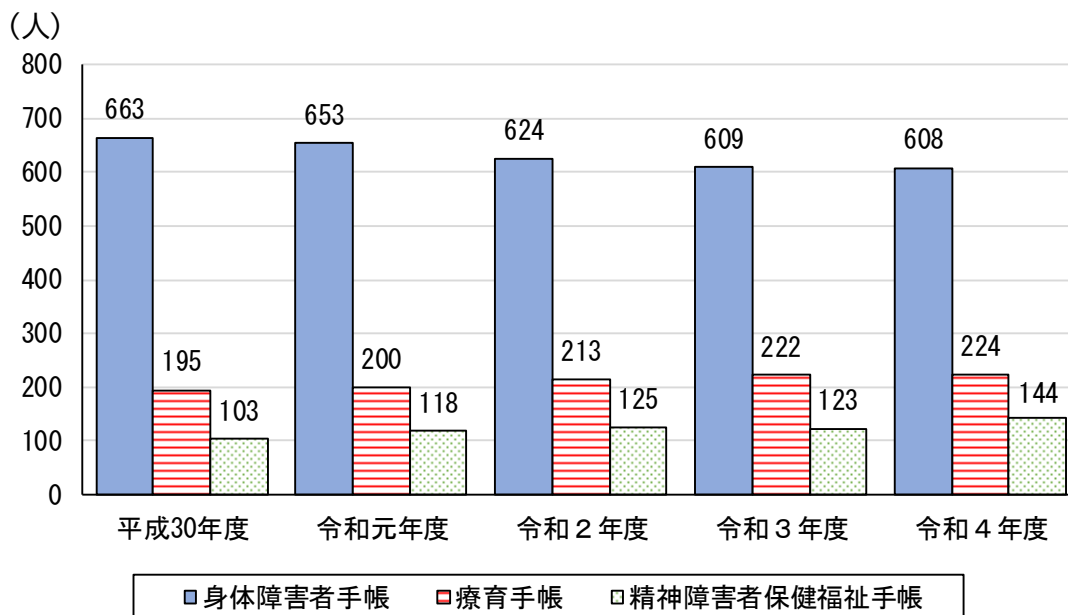


資料：福崎町住民基本台帳（令和5年9月）

(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

図 障害者手帳所持者の種別の推移



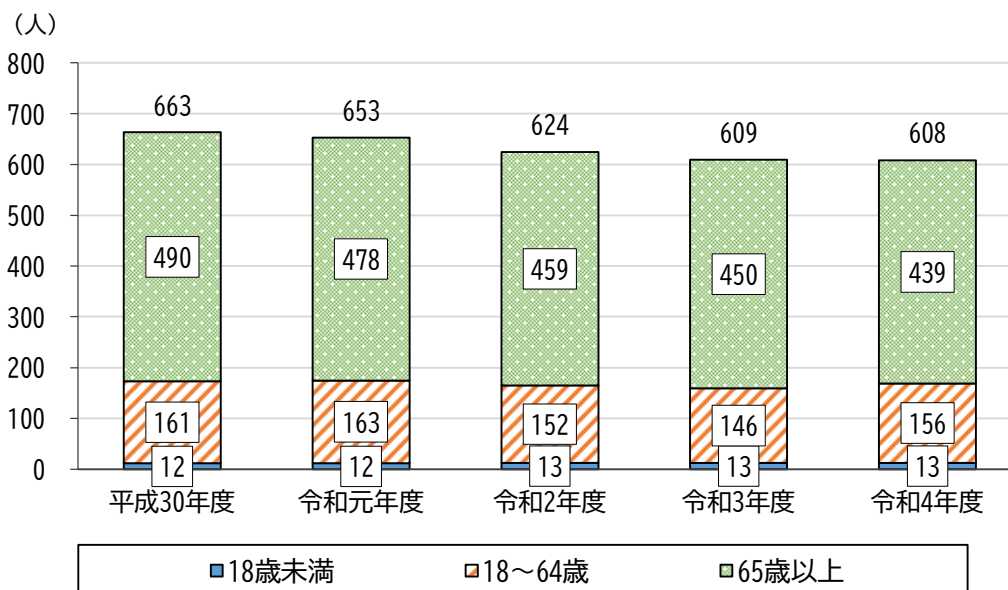
資料：福祉課（各年度3月31日時点）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢区分別

本町の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、緩やかな減少傾向となっており、令和4年度は608人となっています。年齢層をみると、65歳以上が全体の約7割を占めています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢区別別）

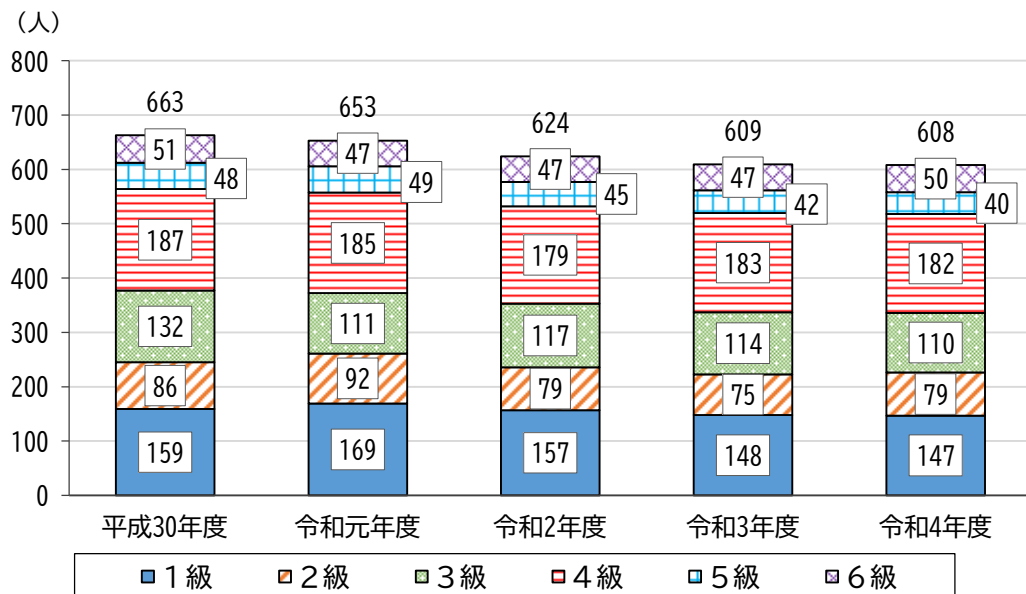


資料：福祉課（各年度3月31日時点）

② 等級別

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「4級」が最も多くなっています。「1級」と「2級」を合わせた重度の障がいのある人は、令和4年度では226人となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

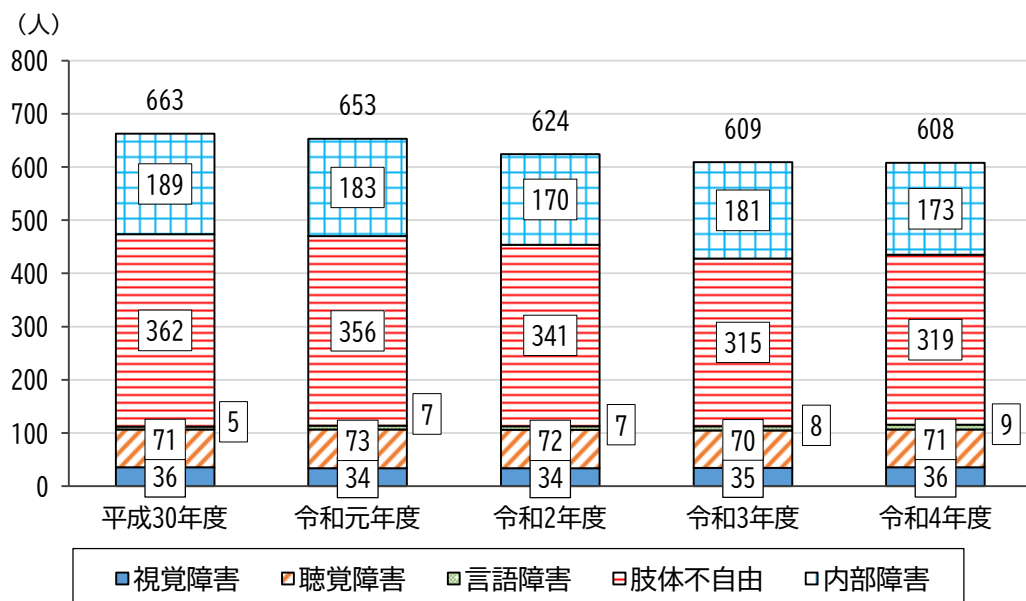


資料：福祉課（各年度3月31日時点）

③ 障がい種別

身体障害者手帳所持者を障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和4年度では319人となっています、次いで「内部障害」が多くなっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）



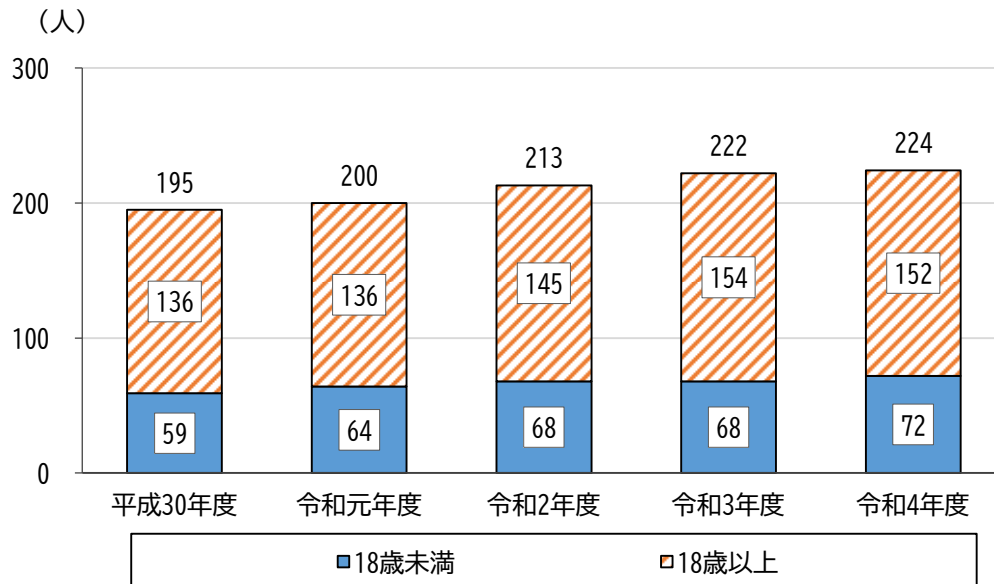
資料：福祉課（各年度3月31日時点）

（４）療育手帳所持者の状況

①年齢区分別

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度以降、増加しており令和 4 年度は 224 人となっています。年齢区分別では、18 歳未満の所持者数が増加しています。

図 療育手帳所持者数の推移（年齢区分別）

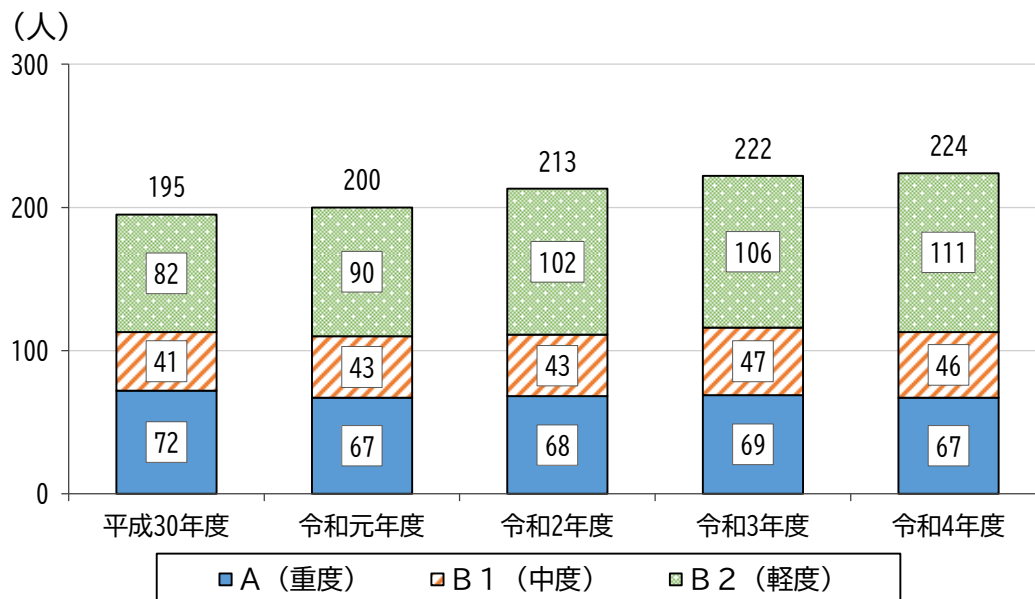


資料：福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

②判定別

療育手帳所持者を判定別にみると、「B 2（軽度）」判定の増加傾向が続いています。

図 療育手帳所持者数の推移（判定別）



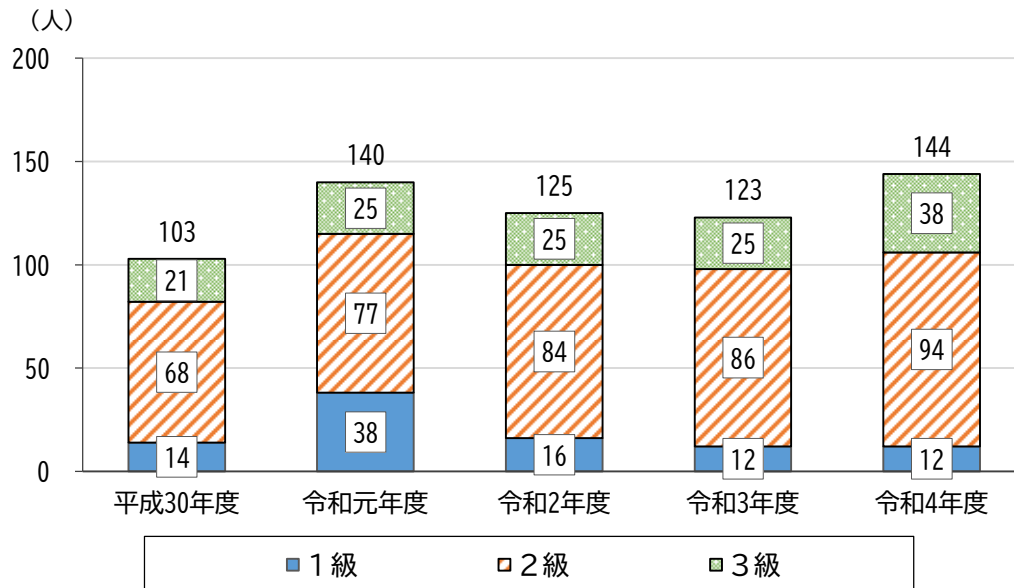
資料：福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

（５）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度以降では増減がみられますが、令和 4 年度は最も多く 144 人となっています。

等級別にみると、「２級」が最も多く、令和 4 年度では全体の 65%を占めています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

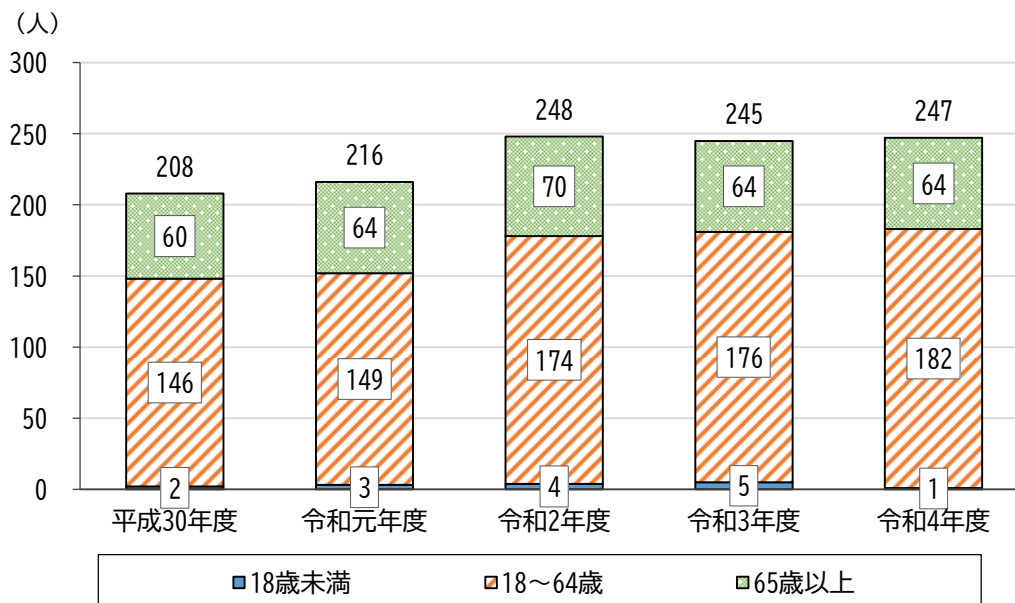


資料：福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

（６）自立支援医療費申請者の状況

自立支援医療費申請者数の推移をみると、令和 2 年度に増加した後、横ばいとなっています。

図 自立支援医療費申請者数の推移

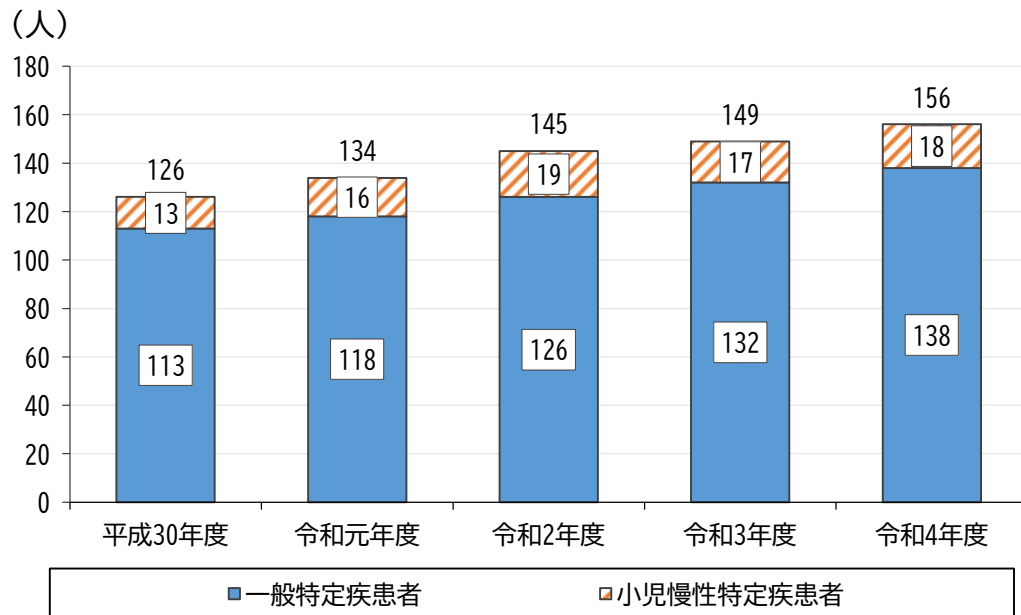


資料：福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

(7) 「特定医療費（指定難病）受給者数の状況

「特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると、平成 30 年度以降毎年増加しています。

図 「特定医療費（指定難病）受給者数の推移



資料：中播磨健康福祉事務所（福崎保健所）（各年度 3 月 31 日時点）

※ 平成 26 年 12 月 31 日まで特定疾患医療費助成制度による受給者数（平成 27 年 1 月 1 日以降はスモン等 4 疾患を除き「指定難病医療費助成制度」に移行）

(8) 障がいのある児童・生徒の状況

令和 5 年度 4 月 1 日時点の認定こども園の障がいのある子どもの在籍数は 24 名です。

特別支援学級の令和 5 年度の在籍状況は、小学校 53 名、中学校 20 名となっています。

特別支援学校の在籍数は、令和 5 年度 4 月時点で 22 名となっています。また、その内訳は、小学部、中学部が各 6 人、高等部 10 人となっています。

表 認定こども園の障がい児在籍状況

		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定こども園	在籍児数	666	636	605	626	586	574
	障がい児数	31	27	18	21	25	24
	加配保育士数	13	10	12	11	12	12

資料：学校教育課（各年 4 月 1 日時点）

※ 加配保育士数については、対象児童の障がい程度により増減する。

表 特別支援学級の在籍者状況

		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	学校数	4	4	4	4	4	4
	設置校数	4	4	4	4	4	4
	学級数	15	14	14	13	11	11
	児童数	49	52	60	58	56	53
中学校	学校数	2	2	2	2	2	2
	設置校数	2	2	2	2	2	2
	学級数	5	4	4	5	6	5
	生徒数	14	12	12	14	21	20

資料：学校教育課（各年 4 月 1 日時点）

表 令和 5 年度 特別支援学校の在籍者状況（福崎町心身障害児童生徒就学援助申請者数）

	小学部	中学部	高等部	合計
県立姫路特別支援学校	6	4	6	16
兵庫県立高等特別支援学校	0	0	2	2
県立播磨特別支援学校	0	0	1	1
兵庫県立視覚特別支援学校	0	1	0	1
姫路聴覚特別支援学校	0	1	1	2
合計	6	6	10	22

資料：福祉課（令和 5 年 4 月 1 日時点）

表 特別支援学校の状況（福崎町心身障害児童生徒就学援助申請者数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学部	5	5	6	6
中学部	4	5	3	6
高等部	9	5	9	10
合計	18	15	18	22

資料：福祉課（各年 4 月 1 日時点）

(9) 法定雇用率が適用される県・町の機関における雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数 (人)	②障がい者数 (切り捨て) (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)
兵庫県 (知事部局)	7,103.5	191.0	2.69	0.0
※福崎町 (町長部局)	122.0	3.5	2.87	0.0
※福崎町 (教育委員会)	56.0	1.0	1.79	0.0

資料：兵庫労働局（令和4年6月1日時点）

(注)

- ①算定基礎職員数：職員総数から除外職員数及び所外率相当職員数を除いた数
- ②障がい者数：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計。なお短時間職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして、ダブルカウントしている。精神障がい者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- ④不足数：①算定基礎職員数×法定雇用率（2.5％）－②在籍障がい者数 によって得た数。これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

※ 本町については、令和4年6月1日時点で町長部局及び教育委員会とも障がい者雇用率は達成している。

○法定雇用率の変遷（平成10年以降）

施行時期	国及び地方公共団体 教育委員会	民間企業	特殊法人
平成10年4月	2.1% 2.0%	1.8%	2.1%
平成25年4月	2.3% 2.2%	2.0%	2.3%
平成30年4月	2.5% 2.4%	2.2%（45.5名以上）	2.5%
令和3年3月	2.6% 2.5%	2.3%（43.5名以上）	2.6%

出典：厚生労働省「労働政策審議会障害者雇用分科会（令和2年3月）」資料抜粋

2 障がい者福祉施設の現状

令和5年9月末時点で、郡内にある障がい者福祉施設の状況は、前プラン策定時点（令和3年3月末）と比較すると、相談支援事業所は町内では1事業所増えました。

介護給付事業所は、生活介護は5事業所から7事業所に増えましたが、重度訪問介護、同行援護ではそれぞれ1事業所減少しました。

訓練等給付事業所については、就労継続支援B型が7事業所から10事業所に増えました。また、共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援A型でそれぞれ1事業所増えました。

障がい児通所支援事業所は、放課後等デイサービス事業所が4事業所から8事業所に増えました。また、児童発達支援、保育所等訪問支援でそれぞれ1事業所増えました。

地域生活支援事業については、必須事業となっている移動支援事業所に変化はありません。

地域活動支援センターは、必要性を検証してきましたが現時点では設置に至っていません。

任意事業である日中一時支援事業所は2事業所から4事業所に増えました。

障害福祉サービスは、町内だけで網羅することは難しいため、神崎郡域や姫路市、加西市など近隣市町などとも協力・連携しながらニーズに合わせたサービス提供を行っていく必要があります。

神崎郡内（町内）の主な障がい者福祉施設数の推移

（単位：箇所）

●障害福祉サービス事業所

サービス種類		R3.3 末	R5.9 末	増減	
相談支援		障がい者相談支援	6 (2)	6 (3)	0 (+1)
		障がい児相談支援	4 (1)	4 (2)	0 (+1)
介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	8 (5)	8 (4)	0 (－1)
		重度訪問介護	7 (4)	6 (4)	－1 (0)
		同行援護	1 (0)	0 (0)	－1 (0)
		行動援護	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	3 (1)	3 (1)	0 (0)
		生活介護	5 (3)	7 (4)	+2 (+1)
	施設系	施設入所支援	1 (1)	1 (1)	0 (0)
訓練等給付	居住系	自立生活援助	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		共同生活援助（グループホーム）	2 (1)	3 (2)	+1 (+1)
	訓練系 就労系	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		就労移行支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		就労継続支援 A 型	2 (1)	3 (2)	+1 (+1)
		就労継続支援 B 型	7 (2)	10 (4)	+3 (+2)
		就労定着支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)
障がい児支援		児童発達支援	2 (1)	3 (1)	+1 (0)
		放課後等デイサービス	4 (2)	8 (4)	+4 (+2)
		保育所等訪問支援	0 (0)	1 (1)	+1 (+1)
		居宅訪問型児童発達支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※休止中の事業所除く

●地域生活支援事業所

サービス種類		R3.3 末	R5.9 末	増減
必須事業	移動支援	3 (1)	3 (1)	0 (0)
	地域活動支援センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)
任意事業	日中一時支援	2 (1)	4 (1)	+2 (0)

3 当事者団体との意見交換会概要

町内に在住している障がいのある人とその家族の実態や抱える課題、意見・要望等を把握し、計画に反映させるため、関係団体との意見交換会を実施しました。

開催日	団体名
令和5年12月11日	NPO法人中播磨峰の会
令和5年12月10日	福崎町身体障害者福祉会
令和5年12月10日	福崎町手をつなぐ育成会
令和5年12月10日	神崎ろうあ協会

(1) NPO法人中播磨峰の会（峰の会作業所）・・・精神障がいのある人の家族会

[意見概要]

① 日常生活上の問題点・課題

- ・ 家族の高齢化のため会員の活動になかなか参加できない。
- ・ 親が高齢になり、介護が必要になったときの心配がある。
- ・ 親亡き後が心配である。
- ・ 障害年金だけでは生活できないため経済的な不安がある。
- ・ 精神科以外の医療費の負担が増えていく。
- ・ 本人が一人暮らしの場合、食生活が偏り、健康面に心配がある。
- ・ お金は持っているだけ使ってしまう。お金の管理に不安がある。

② 福崎町の障がい者施策において良かったことと、改善すべきこと

【良かったこと】

- ・ 大人の居場所づくり「しんしゅ」の取り組みは良かった。
- ・ 障がい者週間のイベントは良かった。
- ・ 手話ダンス甲子園は良かった。
- ・ 車がなくてもコミュニティバス（サルビア号）を利用して生活できる。

【改善すべきこと】

- ・ 車に乗れず、自転車なので、コミュニティバス（サルビア号）の利便性を良くして欲しい。
- ・ タクシー利用が多いため、精神保健福祉手帳2・3級の人にもタクシー券を支給して欲しい。
- ・ 自立支援医療を精神科以外の診療科にも適応して欲しい。1割負担にして欲しい。

③ 障害福祉サービスを利用される場合の問題点や改善点、利用して良かったこと

【問題点や改善点】

- ・ 交通手段に不安がある。
- ・ 精神障がい者の家賃補助や家の修理の補助があれば助かる。
- ・ 作業所はたくさんできたが、なかなか利用に繋がらない場合、どうしたらよいか対策がない。
- ・ 神崎郡自立支援協議会は頑張っていると思うがもっと住民を巻き込んだ活動にも力を入れて欲しい。

- ・ 地域包括支援センターの精神障がいに対する専門性を高めてほしい。

【良かったこと】

- ・ グループホームができたこと。
- ・ 基幹相談センターができたので、相談窓口を紹介しやすい。
- ・ 福祉サービスの申請時の町の窓口対応がわかりやすい。

④ 取り組みにあたって妨げとなるようなこと

- ・ 家族会員の高齢化で活動が広がらない。
- ・ 新しい会員が増えない。若い人が増えない。

⑤ 障がいのある方が住み続けることができるまちとは

- ・ 子どものときから、障がいのある人と関わって差別意識を持たないようにすれば、いじめも減ると思う。
- ・ 誰にでも困っている人がいたら声を掛けあう町。
- ・ 知らない人同士でもあいさつしあえる町。
- ・ 他人の悪口や批判をしないでお互いの価値を認めあえる町。
- ・ 子ども、若者、高齢者の交流がある町。
- ・ 福祉サービスの向上。
- ・ 当事者が声を挙げて、リカバリーストーリーを話せる機会があること。

（２）福崎町身体障害者福祉会・・・身体障害者手帳を所持している人

【意見概要】

① 日常生活上の問題点・課題

- ・ 車に乗れなくなった後の移動手段が心配。

② 福崎町の障がい者施策において良かったことと、改善すべきこと

【良かったこと】

- ・ 障がい者は一人一人違う（程度や家庭環境など）ので、全部に合わせていくのは難しいと思うが、福祉面ではさほど不便に思うことはない。

【改善すべきこと】

- ・ コミュニティバス（サルビア号）の時刻表、運行ルートなどが分かりにくいので分かりやすくしてほしい。
- ・ 買い物でコミュニティバス（サルビア号）を利用する時、降りてから自宅まで荷物が重く大変であり、ドア・ツー・ドアのサービスが欲しい。

③ 取り組みにあたって妨げとなるようなこと

- ・ 会員の高齢化と若年者の入会がないことによる会員数の減少。

④ 障がいのある方が住み続けることができるまちとは

- ・ 地域の方が障がい者の方を自分の家族の一員として思いやりを持ってほしい。
- ・ 障がい者という言葉がなくなるようになればと思っている。
- ・ 子どもとコミュニケーションがとれる町。

（３）福崎町手をつなぐ育成会・・・活動に賛同いただける人（知的障がい者・児）

[意見概要]

① 日常生活上の問題点・課題

- ・ 親亡き後の不安。
- ・ 本人の意思を代弁する方法がない。

② 福崎町の障がい者施策において良かったことと、改善すべきこと

【良かったこと】

- ・ 放課後等デイサービス、グループホームの整備。
- ・ 地域生活への移行支援の充実。

【改善すべきこと】

- ・ 空き家を活用した福祉事業の実施。
- ・ 福祉サービス支援者の人材の資質向上。
- ・ 障がいがあっても安心して住める町。

③ 障害福祉サービスを利用される場合の問題点や改善点、利用して良かったこと

【問題点や改善点】

- ・ 日中の通所の作業所が町内に少なく選択肢がない。
- ・ 自立に向けてできる仕事を増やす。
- ・ 外出機会を増やすことは重要であり、外出サービスと送迎サービスの利用できる範囲、使い方の改善。
- ・ 家族の高齢化により、親が急に倒れた場合の対応（例えば、親は入院しても、障がいのある子どもは取り残される）。
- ・ 中播磨の三町がつながり、勉強会や行事に取り組むこと。

【良かったこと】

- ・ 親以外の人に関わってもらえる機会があること。
- ・ ショートステイを利用することで、休養が取れる。親のレスパイトケア。

④ 取り組みにあたって妨げとなるようなこと

- ・ 会員が高齢化し、会員数も減っていること。

⑤ 障がいのある方が住み続けることができるまちとは

- ・ 障がい者に理解のある町。
- ・ 障がいという線引きがなく、“みんな違って当然”という考え方の町。
- ・ 本人の所得（年金）で福祉サービスを組み合わせ生活ができる町。
- ・ 自宅で住み続けたいという本人の希望に、寄り添っていける町。
- ・ 障がい者や高齢者が選挙に参加できる町。

（４）神崎ろうあ協会・・・ろう者

[意見概要]

① 役場でのコミュニケーションについて

- ・ 多くの場合、筆談でやり取りをしている。
- ・ 口話ができることで、筆談を止められてしまい、困る時がある。
- ・ 簡単な手続きは問題ないが、難しい内容の時は筆談では困る時がある。
- ・ 窓口では筆談をお願いしているが、筆談の用具はいつも用意しておいてほしい。

② 役場での手話通訳者の配置、必要な設備の整備

- ・ 簡単な内容であれば、タブレットを使って手話通訳は可能であるが、長い時間であれば通訳者に手話通訳をしてほしい。
- ・ タブレットは使う前に使い方の練習が必要である。
- ・ 手話通訳者を設置してほしい。

③ 手話通訳者の派遣について

- ・ 夜に病気になった時に、スムーズに手話通訳者が派遣されるのか心配。
- ・ 病院で主治医の説明を聞く時は、筆談で分からないこともあるので、手話通訳が必要。
- ・ 趣味の活動を行う時、手話通訳が必要。
- ・ 買い物の時に、商品について説明（使い方、他との比較）や金額の交渉などには通訳者が欲しい。
- ・ ろう者が参加する活動には、聞こえる人も聞こえない人も手話通訳が必要。手話通訳者の手配や派遣制度が使いやすくなってほしい。団体派遣を認めてほしい。
- ・ 両親が亡くなったときに、手続きなどで必要。
- ・ 病院でいろいろな検査を受ける場合に、検査の内容によっては検査室に通訳者が入れない時がある。そうすると検査はもう要らないとなってしまう、検査を受けない期間が長くなり、ろう者の健康に影響がでることがある。

4 障がい者福祉を取り巻く課題の設定

当事者団体との意見交換会や、福崎町障害者福祉施策推進協議会などの意見で明らかになった障がいのある人を取り巻く課題を施策ごとに抽出しました。これらの課題に基づき、本町の障がいのある人に対する施策の効果的な実施に繋げていきます。

課題 1) 生活支援関係

- ① 障がい者の自立支援や自己決定の促進、意思決定支援のあり方について学ぶ機会の確保。
- ② 障がい者の親亡き後の生活サポートの検討、住む場所の検討。
- ③ 障がい者の医療費負担や福祉用具の費用負担などの経済的負担の軽減や見直し。
- ④ 障がい者虐待防止や人権擁護などの課題。
- ⑤ 障がい者の経済的な支援。
- ⑥ 地域生活拠点事業の推進。
- ⑦ 重度心身障がい児・者・医療的ケア児へのきめ細かな対応。
- ⑧ 障がい児・者の要望を吸い上げるシステムが必要。
- ⑨ 重度心身障がい児・者や医療ケアの方も対応できる場を神崎郡に1つ程度確保。

課題 2) 教育・社会参加・交流関係

- ① 障がい児・者の教育機会や学習支援、進路指導への手厚い対応。
- ② 障がい者の社会参加や地域での交流、情報・意思疎通支援などの課題。
- ③ 障がい者の芸術文化活動やスポーツ活動などの課題。
- ④ 学校へのピアサポーターの活動促進・学校の障がい体験の有効性・地域住民との交流・手話カフェの継続が必要。
- ⑤ 福祉サービス従事者の人材確保及び育成。

課題 3) 障がいのある人の就労関係

- ① 障がい者優先調達推進法に基づく、障がい者事業所への発注促進を活用して障がい者の働く場をつくり雇用を創出。障がい者の雇用創出としての農福連携。
- ② 障がい者雇用率の向上や雇用継続支援、職場適応支援などの課題。
- ③ 障がい者の特性に配慮した雇用条件、勤務形態、業務内容の細分化の啓発と普及。
- ④ 就労後をサポートするための職親制度の充実。保護士との連携。
- ⑤ 障がい者の再犯を抑制するための支援。
- ⑥ 障がい特性に応じた働き方（短時間就労など）ができる企業の開拓。

課題４）共生の地域づくり関係

- ① 障がい者が自立し、互助活動や余暇活動などを通じて積極的に社会参加できる社会づくりによる共生意識の醸成。
- ② 若い世代が障がいのある方とともに生きる社会を実感できる機会づくり。
- ③ 共生社会づくりのための地域住民の理解促進の場づくり。
- ④ 地域の行事への参加促進とサポート人材の確保。
- ⑤ 視覚、聴覚障がい者との避難訓練が必要。
- ⑥ 障がい者情報の地域住民への周知が必要。
- ⑦ 地域住民、障がい者、高齢者、介護職、ボランティアなどが生活し交流できる場所が必要。
- ⑧ 地域活動支援センターの整備。

課題５）安心して暮らせるまちづくり関係

- ① 設備における物理的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進。
- ② 住環境や交通・公共施設などを整備。
- ③ 制度や支援体制などのユニバーサルデザインの推進。
- ④ 障がい者も理解しやすい制度周知、利用しやすくするための人の支援、申請主義ではなく支援側から状況を把握し提案するような支援。
- ⑤ 障がい者の災害対策の強化。障がいがあっても安心して避難できる避難所（場所の設定や障がいへの配慮）の確保。障がい者の家庭の避難準備や避難時期の判断、避難方法の検討、地域の協力体制の確立。
- ⑥ 住宅や公共施設などの利用しやすさや安全性の向上。
- ⑦ 交通機関や道路などの移動しやすさや安全性の向上。
- ⑧ 障がい者にやさしい店舗を増やす。（設備の配慮、理解がある支援できる職員の育成）
- ⑨ 障がい者の防犯対策や安全管理。（消費者被害の予防や対策の周知および支援）
- ⑩ 情報の共有が必要。
- ⑪ 障がいのある人の外出機会を増やすための交流イベントや地域活動への参加促進。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本町の障がい者施策が目指す姿

本計画は「福崎町第5次総合計画」に掲げた本町の将来像「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」の実現に向けて定められた6つの柱の取り組みの一つとして策定しています。ノーマライゼーションと、誰もが社会の中で孤立や排除されず、すべての人を包含しうる社会をめざすソーシャルインクルージョンの理念のもとに、障がいのある人もない人も、誰もがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らす共生社会を実現するために以下の基本理念を掲げます。

基本理念

地域共生社会と自己実現を進め 安心して住めるまち・福崎

2 計画の基本目標と施策の体系

本計画では、「地域共生社会と自己実現を進め 安心して住めるまち・福崎」という基本理念の実現を目指して5つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

(1) 本計画の基本目標

- 1 生活支援の充実
- 2 教育の充実と社会参加・交流の促進
- 3 しごとの支援
- 4 共生の地域づくりの推進
- 5 安全安心社会の実現

基本目標 1：生活支援の充実

生活支援の充実とは、障がいのある人が自分の意思に基づき、必要な支援を受けながら自立した生活を営むための根幹となるものです。相談支援体制の強化・連携と障害福祉サービスの質や量の充実に加え、保健・医療・福祉の連携や、障がいのある人に対する経済的支援も不可欠となります。

また、高齢化する家族介護者は「親亡き後」についても不安があるため、それらの対応や、今後の障がい福祉を担う人材の確保及びネットワーク化を進めることがより重要となります。

基本目標 2：教育の充実と社会参加・交流の促進

教育の充実と社会参加・交流の促進は、誰もが個性や人格を尊重し、多様性を認め合う共生社会を作り上げていくうえで非常に重要です。障がいや特別な配慮が必要な児童・生徒が、可能な限り年齢や能力・特性を踏まえながら障がいのない児童・生徒と一緒に学ぶ「インクルーシブ教育※1」を推進する必要があります。

また、多様な教育機会の確保や教職員の資質向上、教育内容の充実に努めるとともに、障がいのある人が積極的に社会参加や交流のできる環境を整えていくことが重要となります。

基本目標 3：しごとの支援

しごとの支援は、障がいのある人が働くことなどを通して誇りを持って自立した生活を送るために不可欠なものです。障がいのある人の個性や能力・適性に応じて働く場を広げていくとともに、関係機関が連携しながらサポートを行い、企業への啓発等を進めることがより重要となります。今後、少子高齢化が一層進むことに加えて、社会の担い手の一員として障がいのある人の雇用を推進することがより重要となります。

就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じた福祉サービスや就労支援を行っていくことが大切です。

基本目標 4：共生の地域づくりの推進

共生の地域づくりの推進のためには、障がいのある人もない人も共に支え合うことのできる関係性を築いていける人・地域づくりを推進していくことが大切です。

全ての町民※2にとって暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めるために、ユニバーサル社会※3の推進を行うことが重要となります。

また、障がいのある人の地域移行・地域定着のためには、住まいの確保や地域生活を支援できる制度や場を作っていくことが重要です。

基本目標 5：安全安心社会の実現

安全安心社会の実現は、障がいのある人が安心して生活するための基礎となるものです。障害者権利条約や障害者基本法などで規定されているとおり、障がいのある人の権利を守り、尊重されるための権利擁護の推進を行うことが大切です。

また、防災と福祉の連携を進めるなど万一の災害時には、障がいのある人が安全で安心して避難できる体制を整備することが重要となります。

「インクルーシブ教育」※1

- ・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者の精神的及び身体的な能力などを最大限発揮してもらい、社会に積極的に参加することを可能にするという目的の下で、障がいのある人もない人もともに学ぶという教育のこと。

町民※2

- ・福崎町自治基本条例（H25.7.1 制定）第2条第1号に規定され、町内に住所を有する者（「住民」）、町内へ通勤又は通学する者及び町内で事業又は活動を行うものをいう。

ユニバーサル社会※3

- ・年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

(2) 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策・事業
1 生活支援の充実	(1) 相談支援体制の強化・連携	福崎町障がい者基幹相談支援センターの強化 各相談機関等との連携強化
	(2) 担い手の育成 とネットワーク化	障がい福祉人材の確保・育成・定着 神崎郡自立支援協議会の活性化
	(3) 障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の充実 共生型サービスの推進 福祉用具の普及促進
	(4) 経済的支援の充実等	各種年金、手当等の支給 各種補助、助成金等の支給 各種割引制度の周知等
	(5) 自立促進支援体制の強化	ひきこもり支援体制の強化 8050 問題への対処 貧困対策の実施
	(6) 保健・医療・福祉の連携	障がいの早期発見及び支援体制の充実 障がい者（児）医療の充実 精神保健福祉対策の強化 重層的支援体制の整備
2 教育の充実と社会参加・交流の促進	(1) 障がい児支援の充実	療育体制等の充実 教育と福祉の協議の場の設定 障がい児相談支援事業所の強化
	(2) 多様な教育機会の提供	特別支援教育、保育事業の実施 教育支援体制の強化 特別支援学校との連携 教育環境整備の推進
	(3) 児童発達支援、 放課後等デイサービスの充実	ケアステーションかんざき等との連携継続 放課後等デイサービスの充実 児童発達支援センターの設置検討
	(4) 社会参加の促進	情報アクセシビリティの向上 情報保障の確保 移動支援の充実 当事者団体等との連携 文化・芸術・スポーツ活動の啓発 選挙権の行使に係る配慮

基本目標	施策の方向性	施策・事業
3 しごとへの支援	(1) 障がい者就労の促進	一般就労の促進 福祉的就労の支援
	(2) 多様な就労形態等の普及促進	就労支援体制の強化 ICT（情報通信技術）を活用した就労の推進 社会適応訓練事業の推進 事業協同組合等算定特例の推進 農福連携の推進
4 共生の地域づくりの推進	(1) 啓発活動・情報提供等の推進	町民への啓発活動の推進 福祉教育・福祉体験による啓発 障害者週間等の啓発 ボランティア活動の促進 共生条例・要綱等の制定検討
	(2) 福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの充実 公共施設等バリアフリー対策の推進 移動・交通対策の推進
	(3) 地域移行・地域定着の推進	住まいの確保 グループホームの整備促進 地域生活支援拠点等の整備 地域活動支援センターの整備検討
5 安全安心社会の実現	(1) 防犯・防災対策の充実	防災と福祉の連携強化 防犯・防災対策の推進 福祉避難所の整備等
	(2) 権利擁護の推進	成年後見制度の普及・啓発 親亡き後の権利擁護体制の強化 障害者差別解消法の周知と人権擁護 虐待防止措置の強化 消費者トラブル解消と対策 金銭管理等の援助

第4章 第7期障がい福祉・第3期障がい児福祉計画

1 計画の概要

本町が策定する第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で示される基本理念や基本的考え方を受けた7つの成果指標等及び県の「第7期兵庫県障害福祉実施計画」で示される方向性に沿い、福崎町第3次障がい者プランの内容も踏まえて策定し、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として取り組みます。

国が示す基本理念及び基本的考え方は次のとおりです。

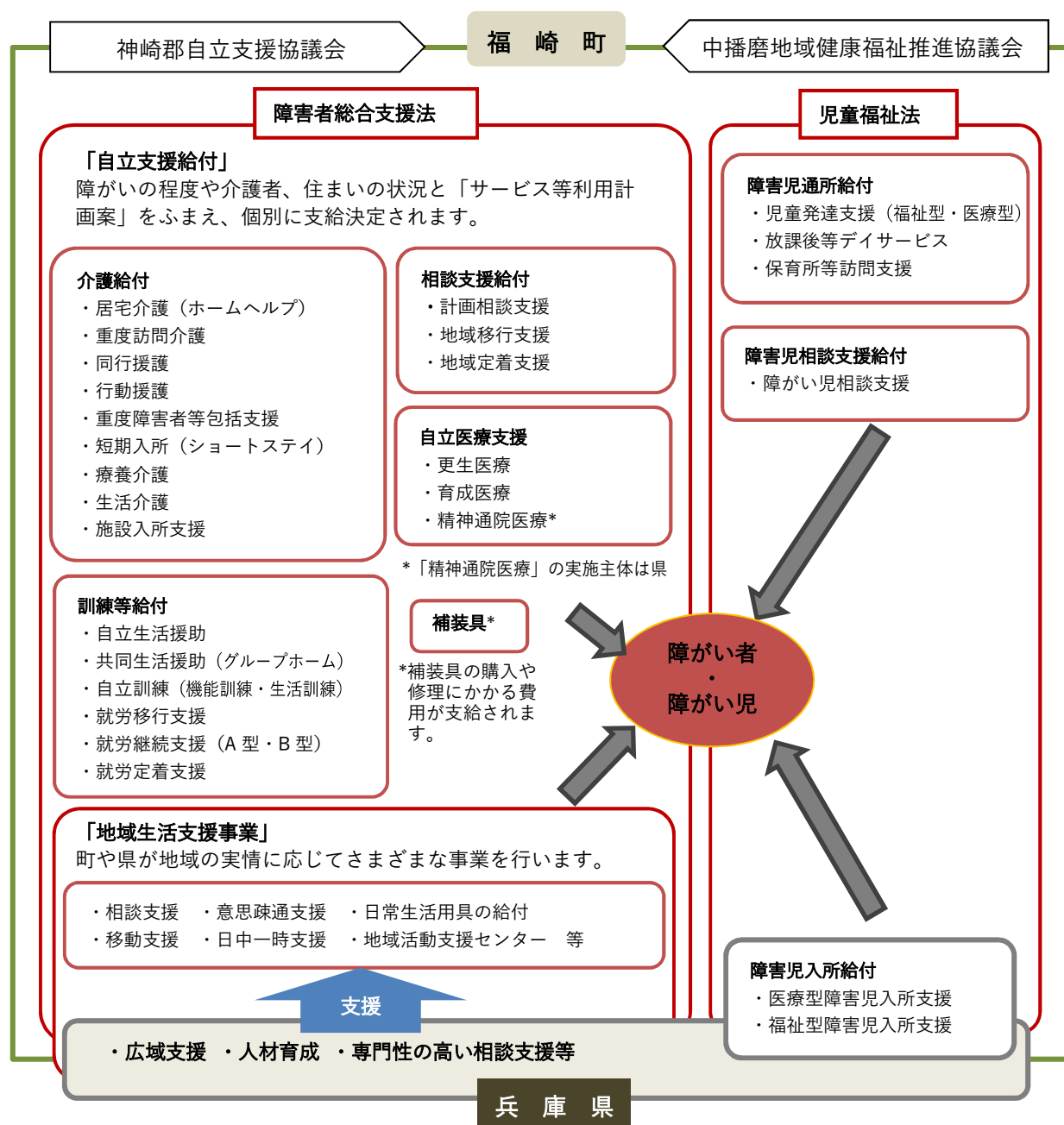
【第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の7つの基本理念】

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ 障害者の社会参加を支える取組定着

これら7つの基本理念を踏まえ、以下の6つの項目を基本的な考え方として示しています。

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ・ 依存症対策の推進



2 前計画の成果目標実績（令和3年度～令和5年度）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行については、令和5年度末の施設入所者の目標値16人に対して見込数は14人、令和3年4月1日以降の地域生活移行数は、目標値2人に対して実績値(見込)は0人となっています。施設利用減少者数は、4名が減少（3名が死亡、1名が高齢化に伴う介護施設の入所）、2名が増加（身体能力の低下に伴う入所）となり、目標値1人減に対して実績値(見込)は2人減となっています。

■施設入所者数の地域生活への移行

	令和5年度末		
	目標値	実績値(見込)	実績見込率
入所施設利用者数	16人	14人	87.5%

	令和3年度～令和5年度末		
	目標値	実績値(見込)	実績見込率
地域生活移行数の増加	2人	0人	0%
施設利用減少者数	1人	2人	200%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、精神科病院や地域援護事業者による努力だけでは限界があるため、保健・医療・警察・福祉関係者等による協議の場として兵庫県（中播磨健康福祉事務所 福崎保健所）が中心となり、精神障がい者地域移行支援協議会を開催し、精神障がい者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築に向けて、協議を実施しました。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目 標		実 績	
●令和5年度末までに、保健、医療、福祉等関係者による協議の場を設置	設置		設置	
・協議の場の開催回数	年間1回		年間1回	
・関係者ごとの参加者数	合計7人 (内訳) 保健1名、福祉2人、当事者1人、医療1名(精神科1人、精神科以外0人)、その他2人		合計27人 (内訳) 保健13名、福祉11人、当事者0人、医療2名(精神科2人、精神科以外0人)、その他1人	
・目標設定・評価の実施回数	年間1回		年間1回	
●令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(国提示推計式)	合計 31人※1	65歳以上： 19人	合計 34人※2	65歳以上： 25人
		65歳未満： 13人		65歳未満： 9人

※1 圏域按分のため合計は合致しません。

※2 実績はR3.6.30時点です。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年10月に福崎町障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域生活拠点の相談支援に位置づけています。緊急時の受入対応については整備できませんでしたが、令和6年度整備に向けて協議を進めています。

■ 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標	実 績
●地域生活支援拠点等の整備箇所数	2 か所整備 (相談支援・ 緊急時受入対応)	1 か所整備 (相談支援)
●機能充実に向けての運用状況の検証・検討の実施	年間1回	年間2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、令和5年度末の一般就労移行者数の目標値3人に対して実績値(見込)は1人、就労定着支援事業所の利用数は目標値3人に対して実績値(見込)は1人となっています。年度別にみると、福祉施設から一般就労への移行については、令和3年度末で2人、令和4年度末で0人、就労定着支援事業所の利用数は令和3年度末で4人、令和4年度末で2人となっています。

■ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	目 標	実 績
●福祉施設から一般就労への移行者数	3人	1人
	－倍	0.3倍
・就労移行支援事業の利用者数の増加	3人	1人
	－倍	0.3倍
・就労継続支援A型の利用者数の増加	0人	0人
	－倍	－倍
・就労継続支援B型の利用者数の増加	0人	0人
	－倍	－倍
・就労定着支援事業所の利用者数	3人	1人
・就労定着支援事業所の利用者割合	100%	100%
●就労定着率の高い支援事業所の増加	0か所	0か所
・就労移行支援事業所数	0か所	0か所
・就労定着率8割以上の事業所数	0か所	0か所
・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所率の増加	－%	－%

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

保育所等訪問支援を利用できる体制整備及び保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議、主に重症心身障がい児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の体制整備（町外事業所との連携）など、障がい児を支援する体制整備が進みました。一方、充実した社会資源が必要とされる、児童発達支援センターの設置、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保などはできませんでした。

■障がい児支援の提供体制の整備

項 目	目 標	実 績
●児童発達支援センターの整備	1 か所	0 か所
●保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築
●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	1 か所	0 か所
●主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備	1 か所	0 か所
●主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備	1 か所	0 か所
●主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の整備	1 か所	1 か所
●保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	構築

（６）相談支援体制の充実・強化等

令和 2 年度に設置した福崎町障がい者基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援を行うために、資格の取得等に努めながら、毎年 1, 0 0 0 件前後の相談対応を行いました。また、心理士による勉強会や、新たに就労相談ができる「しごと」と「こころ」の相談会を開催するなど、相談支援体制の充実・強化を行いました。

相談支援事業所に対する指導・助言については、日々の連携が十分に取れていること、神崎郡自立支援協議会相談支援部会等を通じ、相談機関等との連携強化が行えているため、事業として取り組みは行いませんでした。

■成果目標（相談支援体制の充実・強化等）

項 目	目 標	実 績
●基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	1 か所	1 か所
●総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	有
●相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件
●相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	1 件
●相談機関等との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービスの質の向上を図るための体制の構築は実施できませんでしたが、移動支援に係るガイドラインを作成し、統一した基準に基づいたサービス提供に努めました。

■ 成果目標（障害福祉サービス等の質の向上）

項 目	目標	実績
●サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築	無
●県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	5人	5人
●自立支援審査支払システム等での審査結果の共有	有	無

3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標

本計画は、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る基本指針（大臣告示）の見直しに沿って、国が定めた7つの指針に沿って、障がいのある人の地域生活や相談支援体制、就労支援、障害福祉サービス等の質の向上などに関する目標について、令和8年度末を目標として成果目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	【地域移行者数】
	● 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
	【施設入所者数】
	● 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）がグループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人数の目標値を設定します。

令和8年度末までの地域生活移行者数を1人、施設入所者数は2人減とする目標とします。

■成果目標（福祉施設から地域生活への移行促進）

項 目	数値	考 え 方
令和4年度末時点の施設入所者(A)	16人	
●【目標】地域生活移行者数の増	1人	(A)のうち令和8年度末までに地域生活に移行する人の数（6%以上が移行）
令和8年度末時点の施設入所者(B)	14人	
●【目標】施設入所者数の減	2人	差引減少見込 (A)-(B)（5%以上減）

目標に向けた取り組み

障がいのある人の高齢化や重度化、また介護者の高齢化等により、施設入所が必要な人もいます。個々にニーズを確認しながら、自己決定を尊重し、地域生活を望む方が、地域で生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援を進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(県：精神障害者を地域全体で支える体制の構築)

国の指針	【精神病床における早期退院率】（都道府県）
	● 入院後の退院率：3か月後を 68.9%以上、6カ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
	【精神病床から退院後生活日数】
	● 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
	【精神病床における1年以上入院患者数】
	● 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を国の推計式に基づく値（65歳以上、65歳未満）

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、圏域での地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な地域社会を築くことが必要です。精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

■成果目標（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築）

(県：精神障害者を地域全体で支える体制の構築)

項 目	数 値	
●保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	
・協議の場の開催回数	年間	1回
・関係者ごとの参加者数	合計	25人 (内訳) 保健 10名、福祉 10人、当事者 1人、医療 2名（精神科 2人、精神科以外 0人）、その他 2人
・目標設定・評価の実施回数	年間	1回
●令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（国提示推計式）	合計●※	65歳以上：●人 65歳未満：●人

※圏域按分のため合計は合致しません。

1年以上の長期入院患者数については、現時点で(R5.10)示されていません

目標に向けた取り組み

保健・医療・警察・福祉関係者等による協議の場として兵庫県（中播磨健康福祉事務所 福崎保健所）が開催する、精神障がい者地域移行支援協議会に参加し、精神障がい者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築に向けて、協議を行います。また、神崎郡自立支援協議会においても、各部会やピアサポーター等と連携・協議し、精神障がい者を地域全体で支える体制の構築を行います。

(3) 地域生活支援の充実

国の指針	【地域生活支援拠点等の整備】
	● 各市町において整備（複数市町による共同設置可）
	● 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の推進【新規】
	● 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する（年1回以上）
	● 強度行動障害を有する者に関し、各市町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進【新規】

地域生活支援拠点に求められる「相談支援」、「体験の機会・場の確保」、「緊急時の受入・対応」、「専門性の確保」及び「地域の体制づくり」の五つの機能のうち、「相談支援」については、令和2年10月に開設した福崎町障がい者基幹相談支援センターを位置付けています。未整備である「緊急時の受入・対応」については、喫緊の課題であるため整備早急な対応が求められます。他の未整備機能及び、機能充実に向けたコーディネーターの配置、強度行動障害の支援体制の整備については、神崎郡域での連携・協議を行いながら地域の実情を確認し、整備・設置が求められます。

■成果目標（地域生活支援拠点等の整備）

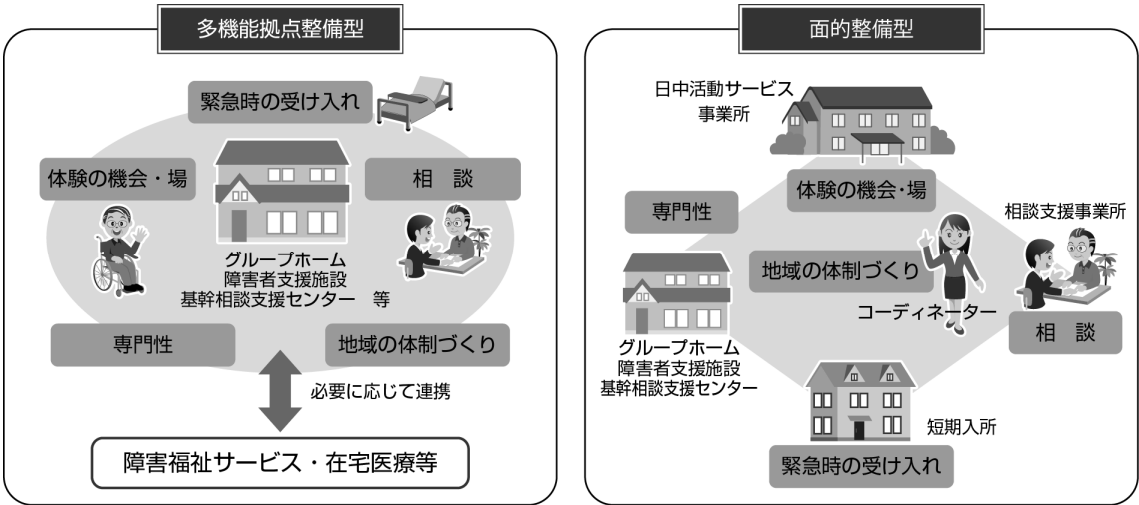
項 目	数 値
●地域生活支援拠点等の整備箇所数	2 か所 (相談支援・緊急時受入対応)
●機能充実に向けての運用状況の検証・検討の実施	年間 1 回
●機能充実に向けてのコーディネーター等の配置 【新規】	設置
●強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備 【新規】	整備

目標に向けた取り組み

喫緊の課題である「緊急時の受入・対応」に対処するため、社会福祉法人高岡の里福祉会と協議を進め、緊急時の受入施設としての役割を担う地域生活支援拠点として整備します。また、未整備の地域生活支援拠点の機能及び、機能充実に向けたコーディネーターの配置、強度行動

障害の支援体制の整備については、神崎郡自立支援協議会を中心に整備・設置に向けて協議を行います。

■ 地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)



資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	●一般就労への移行者数：令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上 ・内、就労移行支援事業利用者数：令和3年度の1.31倍以上 ・内、就労継続支援A型事業利用者数：令和3年度の1.29倍以上 ・内、就労継続支援B型事業利用者数：令和3年度の1.28倍以上 ●就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】 令和8年度で全体の5割以上 ●就労定着支援事業の利用者数【変更】 令和8年度末までに、令和3年度末実績の1.41倍以上 ●就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【変更】 令和8年度末までに、2割5分以上
------	--

国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行者数6人、就労移行支援事業の利用者数の増加を6人とすることを目標とします。しかし、これまでの実績等から、令和3年度と令和8年度の実績のみを評価するのではなく、各年度の実績及び、利用者毎の状況等総合的に評価を行う必要があります。

■成果目標（福祉から一般就労への移行促進 令和3年度から令和8年度）

項 目	数 値	考 え 方
●福祉施設から一般就労への移行者数	6人 3倍	令和8年度6人/令和3年度2人
・うち就労移行支援事業の利用者数の増加	2人 一倍	令和8年度2人/令和3年度0人
・うち就労継続支援A型の利用者数の増加	2人 2倍	令和8年度2人/令和3年度1人
・うち就労継続支援B型の利用者数の増加	2人 2倍	令和8年度2人/令和3年度1人
●就労定着支援事業所の利用者数	6人 1.5倍	令和8年度6人/令和3年度4人
●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】	0%	
●就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	

目標に向けた取り組み

- ・ 就労移行支援事業所と定期的に情報交換を行い、利用者のニーズに応じた情報提供を行うことで適切なサービス利用につなげます。
- ・ 関係機関と連携を行いながら、就労移行支援事業利用者に対し、就労定着支援の利用に繋がるよう情報提供を行います。
- ・ 神崎郡自立支援協議会（しごと部会）を中心に、就労継続支援事業等における農福連携事業の推進、学校と企業の連携で実施するキャリアガイダンス（学校—企業）等に取り組めます。
- ・ 成果目標に囚われず、利用者の特性に応じた就労支援方法を提供し、就職に向けた支援を行います。また、そのために必要な社会資源（相談の機会の確保、職業評価を受けることのできる機会の確保等）に努めます。
- ・ 神崎郡域で就労移行支援事業所がないため、事業所誘致に努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針	●児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に１か所以上 ●全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ●重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に１か所以上 ●各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定、中核的機能を果たす体制を整備 ●各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ●各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
------	--

障がい児通所支援及び障がい児相談支援については本町を、障がい児入所支援については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

保健センター（ふくさきこステーション）ケアステーションかんざき等、障がいや特別な配慮が必要な子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制が整っているため、体制の維持及び拡大を図ります。

また医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、神崎郡自立支援協議会の専門部会である「こども部会」を中心に、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制について、協議し、計画的に推進します。

■成果目標（障がい児支援の提供体制の整備）

項 目	数値等
●児童発達支援センターの整備	1 か所
●障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築【新規】	構築
●主に重症心身障害児・医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所の確保（圏域可）	1 か所
●主に重症心身障害児・医療的ケア児を支援する放課後等デイサービスの確保（圏域可）	1 か所
●主に重症心身障害児・医療的ケア児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備（圏域可）	1 か所
●医療的ケア児支援等の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置
●医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（圏域可）	設置

目標に向けた取り組み

- ・児童発達支援センターの設置については、ケアステーションかんだきや保健センターが、児童発達支援センターの一部機能を果たしているため、設置については神崎郡域で協議を行いながら整備の方法を検討します。
- ・地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築については、保育所等訪問支援に関する教育等の関係機関への説明会を継続しながら、推進体制の構築を進めます。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、町内設置にこだわらず、中播磨域での連携を視野に事業所への働きかけを行います。
- ・神崎郡自立支援協議会の専門部会である「こども部会」を中心に、医療的ケア児等の支援及びコーディネーターの配置について協議を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	●各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規】
------	--

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がいのある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。その中核的な役割を担う、神崎郡自立支援協議会及び基幹相談支援センターの充実が求められます。

■成果目標（相談支援体制の充実・強化等）

項 目	数値等
●基幹相談支援センターの設置	1 か所
●基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	整備
●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等	整備

目標に向けた取り組み

令和2年10月に福崎町障がい者基幹支援相談センターを開設以来、相談員においても資格取得等を行い、専門性の向上に努めています。また、関係機関と連携を図りながら、外部の専門機関による相談会を開催するなど、相談支援体制の強化にも取り組んでいます。

これらの機能を継続・拡大しながら、神崎郡自立支援協議会の専門部会である「相談支援部会」を中心に、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善を進めます。

（７）障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針	●令和８年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービスの質を向上させるための体制を構築
------	---

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

■成果目標（障害福祉サービス等の質の向上）

項 目	数値等
●サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築
●県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	３人
●自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無（回数）	有（３回）
●指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の共有体制の有無（回数）	有（３回）

目標に向けた取り組み

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加するとともに、障害福祉サービス事業者にも参加を促します。
- ・自立支援審査支払のシステム等を活用し、請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保する取り組みを推進します。
- ・障害福祉サービスの利用者や事業者に対するアンケートや事業者に対するヒアリング、指導監査などを適正に実施し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。
- ・これらの取り組みを行いながら、神崎郡域で情報共有を行い、サービスの質の向上を図るための連携を行います。

4 障害福祉サービスの見込み

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、前計画期間中の利用実績などを踏まえ、需要の伸びを予測しながら障害福祉サービス及び障がいのある子どもに向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込むそれぞれの障害福祉サービス等の見込量は、今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。実際の利用に関しては、設定した見込量を超えた場合でも、必要なサービスを適正に提供します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護をホームヘルパーが行います。 対象：障害支援区分1以上で居宅において支援が必要な人
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 対象：障害支援区分4以上で総合的に介護が必要な人
同行援護	視覚障がいのある人に対し、外出時の支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助
行動援護	自己判断能力が制限されている人（知的障がいのある人又精神障がいのある人等）が行動するときの危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。 対象：障害支援区分3以上で、行動上著しい困難を有する人
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 対象：障害支援区分6で常時介護を要する人

①居宅介護（ホームヘルプ）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	16	17	18	30	33	36
	利用時間（時間/月）	150	160	170	200	220	240
	事業所数	4	4	4	3	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	19	23	26			
	利用時間（時間/月）	170	185	179			
	事業所数	3	3	3			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

居宅介護の利用は、計画値を上回っており、増加傾向にあります。精神障がいの方が、地域移行・地域定着を目標に利用を開始されたことが増加の主な内容であり、地域移行・地域定着が進んでいることが分かります。

今後の見込み・確保策

今後も、精神障がいの方の利用を中心に、増加傾向が続くと見込んでいます。介護保険事業所の新規参入を促しつつ、精神障がいの方に対する質の高いサービスの提供が求められるため、必要な講習を受講できるような環境整備を行う必要があります。

②重度訪問介護

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	2	2	2	0	0	1
	利用時間（時間/月）	100	100	100	0	0	30
	事業所数	4	4	2	3	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	1	1	0			
	利用時間（時間/月）	38	36	0			
	事業所数	3	3	3			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

重度訪問介護の利用は、計画値を下回りました。介護保険へ移行に伴い、令和5年度は実績値が0となりました。

今後の見込み・確保策

今後の利用見込みはありませんが、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して生活をするためには必要なサービスとなります。将来的にサービスが必要と考えられる方には、情報提供を行い、必要な時に必要なサービス量を受けることができるよう事業所と連携を図り、サービス提供の確保に努めます。

③同行援護

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	2	2	2	1	1	2
	利用時間（時間/月）	51	49	47	30	40	50
	事業所数	0	0	0	0	0	1
実績値	実利用者数（人/月）	0	1	1			
	利用時間（時間/月）	0	17	25			
	事業所数	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

同行援護の利用は、コロナ禍の影響や、対象者の高齢化等により、一時期利用者が0人となりました。令和4年度より、社会参加を目的として、新たに1名の利用が開始となり、実績が増加傾向にあります。

今後の見込み・確保策

視覚障がい者の社会参加が進むことで、少しずつ利用は増加すると見込まれます。現在町内には事業所はないため、新規参入を働きかけながら、町外の事業所と連携を図り、現在のサービス提供の維持・継続に努めます。

④行動援護

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	1	1	1	2	3	3
	利用時間（時間/月）	2	2	2	25	35	35
	事業所数	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	1	2			
	利用時間（時間/月）	0	1	21			
	事業所数	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

行動援護の利用は、サービス提供事業所が少ないことから、ニーズはありながらも、実績がない状況が続いていました。町外の事業所と協議を行い、サービス提供が可能となったことから、利用実績が増加となりました。

今後の見込み・確保策

ニーズは高いため、少しずつ利用は増加すると見込まれます。しかし、今後も町内における事業所の新規参入は困難であるため、町外の事業所と連携を図り、現在のサービス提供の維持・継続に努めます。

⑤重度障がい者包括支援

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	利用時間（時間/月）	0	0	0			
	事業所数	0	0	0			

※令和 5 年度の実績値は、見込値

前計画の検証

利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

重度障がい者包括支援については、サービス提供事業所が兵庫県内にありません。ニーズもサービス提供事業所もないことから、第 7 期計画においてもサービスの利用を見込んでいません。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設にて昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 対象：障害支援区分3以上（施設入所の場合は4以上） 年齢が50歳以上は障害支援区分2以上（施設入所の場合は3以上）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	34	34	34	37	38	39
	利用日数（人日/月）	648	648	648	800	820	840
	事業所数	3	3	3	4	4	4
	うち重度障害者数（人/月）【新規】	－	－	－	35	36	37
実績値	実利用者数（人/月）	35	36	37			
	利用日数（人日/月）	682	701	727			
	事業所数	4	4	4			
	うち重度障害者数（人/月）【新規】	－	－	－			

※「重度障害者」は、兵庫県計画において障害支援区分4以上の者と定義

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

生活介護の利用は、令和3年度福崎町社会福祉協議会が2事業所目となる共生型サービスを開始したこともあり、計画値より増加しました。新規のサービス利用は、特別支援学校等の学校卒業後の利用が主になっています。

今後の見込み・確保策

今後も、少しずつ利用は増加すると見込まれます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。

●自立訓練（機能訓練）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	2	2	2	0	0	0
	利用日数（人日/月）	25	25	25	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	利用日数（人日/月）	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

第6期計画終了時に利用がなかったことから、利用を見込んでいません。サービス利用が必要な方に対しては、積極的に情報提供を行います。

●自立訓練（生活訓練）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	2	2	2	1	1	1
	利用日数（人日/月）	22	23	25	23	23	23
	うち精神障がい者数 （人/月）【新規】	-	-	-	1	1	1
実績値	実利用者数（人/月）	0	1	1			
	利用日数（人日/月）	0	6	22			
	うち精神障がい者数 （人/月）【新規】	-	-	-			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

自立訓練（生活訓練）は1名の実績がありました。

今後の見込み・確保策

現在の利用は、地域生活への移行と共に、終了する予定です。地域生活への移行の促進が進んでいるため、医療機関、相談支援事業所等との連携を図りながら情報提供に努め、新たに1名の利用を見込んだ計画としています。

③就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】

サービス名	サービスの概要
就労選択支援	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	-	1	1
	利用日数（人日/月）	-	1	1
実績値	実利用者数（人/月）			
	利用日数（人日/月）			

今後の見込み・確保策

令和7年度までに開始予定の新たなサービスのため、情報収集に努めながら、サービスの利用を進めていきます。

④就労移行支援

サービス名	サービスの概要
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	4	4	4	3	3	3
	利用日数（人日/月）	20	20	20	60	60	60
実績値	実利用者数（人/月）	1	1	2			
	利用日数（人日/月）	13	27	43			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

就労移行支援の利用は、新たな利用者が見込みより少なくなりましたが、サービス利用が必要な方には情報提供を行い、サービス利用に繋がっています。

今後の見込み・確保策

就労移行支援は、就労に挑戦するための一つの方法です。そのため、就労に挑戦する方が必ず就労移行支援サービスを利用する必要はありません。様々な就労への挑戦方法を検討しながら、必要な方には、積極的に情報提供を行い、就労への移行の促進を行います。利用終了者と新規利用者数が一定数あると見込んだ計画値としています。

⑤就労継続支援（A型・B型）

サービス名	サービスの概要
就労継続支援 （A型）	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （B型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。

●就労継続支援 A 型

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	10	10	9	14	15	16
	利用日数（人日/月）	166	158	150	320	340	360
実績値	実利用者数（人/月）	11	13	14			
	利用日数（人日/月）	226	258	232			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

就労継続支援 A 型の利用は増加傾向にあります。利用者の障がいの重度化・高齢化により、一般就労では雇用が困難になりサービス利用に至ったケースが多くありました。

今後の見込み・確保策

令和5年度町内に新規事業所が開設したことや、利用者の障がいの重度化・高齢化により、一般就労では雇用が困難になるケースが今後も増加すると考えられます。また、労働時間への配慮が必要な精神障がいの方の利用も増加すると考えられます。様々な就労への挑戦方法を検討しながら、必要な方には、積極的に情報提供を行い、利用の促進を行います。

●就労継続支援 B 型

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	47	49	50	50	52	54
	利用日数（人日/月）	852	881	910	600	630	660
	事業所数【新規】	2	2	2	2	2	2
実績値	実利用者数（人/月）	45	46	49			
	利用日数（人日/月）	778	767	588			
	事業所数【新規】	—	—	—			

※令和 5 年度の実績値は、見込値

前計画の検証

就労継続支援 B 型の利用については、新たに利用を開始された方は精神障がいの方が多く、生活リズムを構築するため、就労や生産活動の機会を求めての利用となりました。新たに利用を開始される方が多い一方、体調不良等により、サービスを終了される方も多く、総合的には、計画値を下回る結果となりました。

今後の見込み・確保策

就労継続支援 B 型は、生活リズムの構築を目的とし、精神障がい者の利用が増加傾向にあります。地域移行・地域定着が進む中、就労継続支援 B 型のニーズは今後も高まっていきます。一方で、体調不良等によりサービスを中断される方も多い中、再度挑戦できることを保証することが重要となります。相談支援専門員、医療機関、サービス提供事業所等関係機関と連携を取りながら、必要な時に必要なサービスを受けることができるよう努めます。

⑥就労定着支援

サービス名	サービスの概要
就労定着支援	就労移行支援等により一般就労した方の自宅や企業を訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるように支援を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	1	2	3	2	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	2	1	1			

※令和5年度の実績値は、見込値

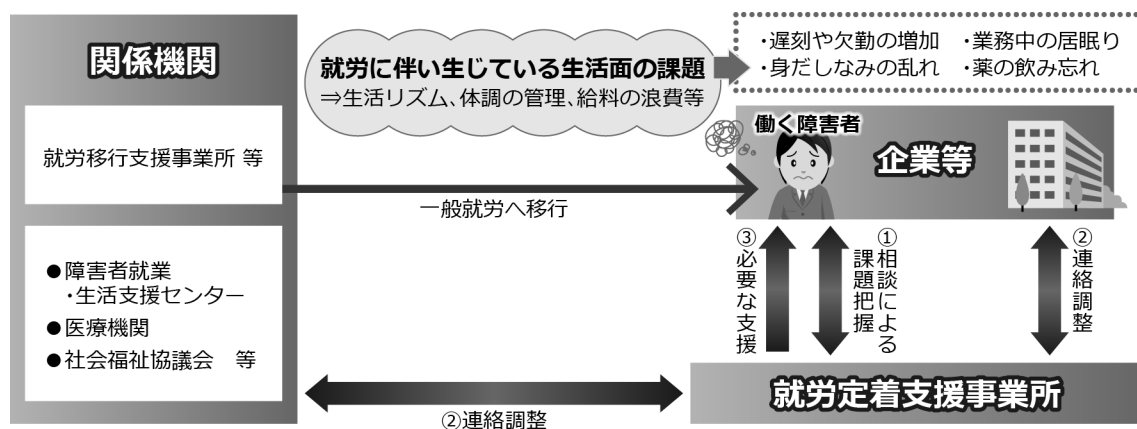
前計画の検証

就労移行支援を利用後、一般就労につながらないケースもあり、就労定着支援の実績は見込みより下回りました。

今後の見込み・確保策

就労移行支援を利用後、就労定着支援の利用を開始する流れができています。就労定着は、重要な課題であるため、今後も積極的に情報提供を行い、継続した就労が行えるよう努めます。

■ 就労定着支援（イメージ）



資料：厚生労働省

⑦療養介護

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 対象：病院等への長期入院による医療的ケアを要する人で、障害支援区分5以上の人

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

療養介護の利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

第6期計画において、利用実績がなかったことを踏まえ、サービスの利用を見込んでいません。利用者への情報提供などは継続して行っていきます。

⑧短期入所（ショートステイ）

サービス名	サービスの概要
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気等の理由により、介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 対象：障害支援区分1以上で、短期間の施設入所を必要とする人

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	8	9	11	8	9	11
	福祉型	7	8	9	7	8	10
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—	3	3	3
	医療型	1	1	1	1	1	1
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—	1	1	1
	利用日数（人日/月）	75	85	97	75	85	97
	福祉型	70	80	92	70	80	92
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—	40	40	40
	医療型	5	5	5	5	5	5
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—	5	5	5
	事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1
	福祉型	1	1	1	1	1	1
	医療型	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	4	6	7			
	福祉型	4	6	6			
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—			
	医療型	0	0	1			
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—			
	利用日数（人日/月）	47	62	70			
	福祉型	47	62	68			
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—			
	医療型	0	0	2			
	うち重度障がい者数 （人/月）【新規】	—	—	—			
	事業所数（か所）	1	1	1			
	福祉型	1	1	1			
	医療型	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

短期入所の利用はコロナ禍もあり、実績が計画を下回りました。

今後の見込み・確保策

短期入所の利用は、支給決定は行っているにも関わらず、利用しない方が大半を占めています。家族等の有事の際や、親亡き後を考える中で、積極的な利用が望まれます。相談支援専門員や関係機関と連携を取りながら、適切な利用を促進することで、有事の際にもスムーズに利用できるよう努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをする場合に、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	総利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
	うち精神障がい者	0	0	0	0	0	0
実績値	総利用者数（人/月）	0	0	0			
	うち精神障がい者	0	0	0			

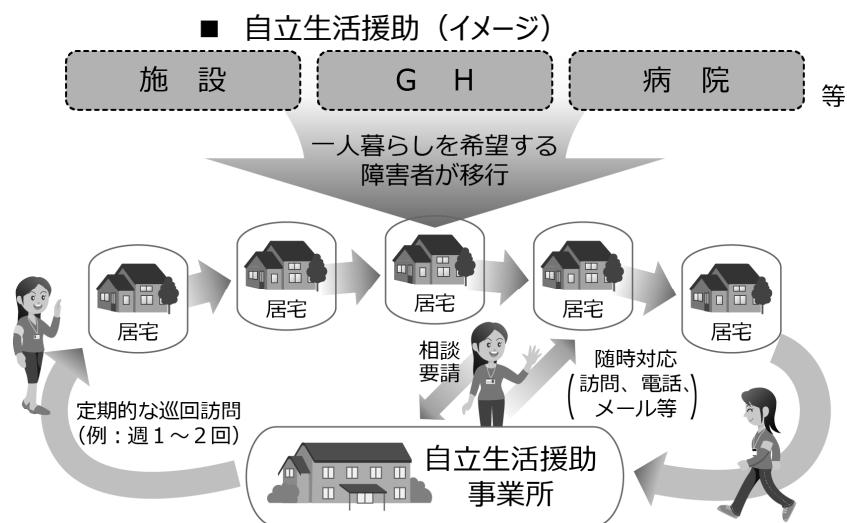
※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

障害者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをするケースがなかったため、自立生活援助の実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

地域生活移行者の目標値である2名のうち1名を最終年度に見込みます。また、関係機関との連携を行い、ニーズの集約に努めるとともにサービス提供事業所の確保に努め、サービス提供体制を整えていきます。



資料：厚生労働省

②共同生活援助（グループホーム）

サービス名	サービスの概要
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	7	7	6	13	14	18
	うち精神障がい者	0	0	0	3	4	4
	うち重度障がい者【新規】	—	—	—	6	7	9
	定員数（3月末）	10	10	10	19	28	28
	うち日中サービス支援型の定員数【新規】	—	—	—	0	0	0
	事業所数	2	2	2	2	3	3
	うち公営住宅活用数【新規】	—	—	—	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	11	14	12			
	うち精神障がい者	2	3	2			
	うち重度障がい者【新規】	—	—	—			
	定員数（3月末）	4	19	19			
	うち日中サービス支援型の定員数【新規】	—	—	—			
	事業所数	1	2	2			

※「重度障害者」は、兵庫県計画において障害支援区分4以上の者と定義

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

令和4年度に町内にグループホームが開設されたことで、利用者数の増加につながりました。親亡き後や自立を考え、グループホームの利用を検討される方が増加傾向にあります。

今後の見込み・確保策

令和7年度、町内に新たなグループホームの開設が検討されています。親亡き後や自立を考え、今後もグループホームの利用は増加すると考えられます。

③施設入所支援

サービス名	サービスの概要
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 対象:生活介護利用者で、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所が困難な人

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実利用者数（人/月）	11	15	14	14	14	14
実績値	実利用者数（人/月）	16	16	14			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

施設入所者の利用は、サービス終了者4名、新たにサービス利用者2名であり、結果として2名減となりました。サービス終了者4名は、介護保険施設への移行、死亡によるものであり、新たなサービス利用者2名は、障がいの重度化、高齢化等に伴う利用の開始となっています。

今後の見込み・確保策

国の基本指針では、地域移行を推進するため、施設入所者を削減させる目標をあげています。令和4年度末時点から2名削減する計画値とし、現状を維持する目標を立てています。一方、障がいのある人の高齢化や重度化、また介護者の高齢化等により、施設入所が必要な人もいます。個々にニーズを確認しながら、自己決定を尊重し、地域生活を望む方が、地域で生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援を進めます。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	17	16	16	30	35	40
	事業所数	2	2	2	3	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	28	31	30			
	事業所数	2	3	3			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

サービス利用者の増加に伴い、計画値を大きく上回る結果となりました。

今後の見込み・確保策

今後もサービス利用者が増加することが考えられます。また、複合化・多様化する利用者のニーズに対応するため、神崎郡自立支援協議会相談支援部会等を活用しながら、相談支援体制の充実を図ります。

②地域移行支援

サービス名	サービスの概要
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計 画 値	実利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0	0	0
実 績 値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	精神障がい者	0	0	0			
	事業所数	0	0	0			

※令和 5 年度の実績値は、見込値

前計画の検証

地域移行支援の利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

地域移行支援の利用はこれまでの経過から考え、計画値を 0 と見込みます。しかし、近隣の精神科病院では、利用者の地域移行・地域定着を積極的に推進し、実績を出しています。サービス利用としての実績はありませんが、地域移行支援の役割は、地域の社会資源が充実していることで、その役割を果たすことができています。

③地域定着支援

サービス名	サービスの概要
地域定着支援	居宅において、一人暮らしをしている障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計 画 値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0
	事業所数	0	0	0	0	0	0
実 績 値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	精神障がい者	0	0	0			
	事業所数	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

地域定着支援の利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

地域定着支援の利用はこれまでの経過から考え、計画値を0と見込みます。しかし、近隣の精神科病院では、利用者の地域移行・地域定着を積極的に推進し、実績を出しています。サービス利用としての実績はありませんが、地域移行支援の役割は、地域の社会資源が充実していることで、その役割を果たすことができている。

(5) 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0	0	0	0	0	0
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0	0	0	0	0	0
	【新規】						
	ペアレントメンターの人数	0	0	0	0	0	0
実績値	ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0	0	0	0
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0	0	0	/		
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	—	—	—			
	【新規】						
	ペアレントメンターの人数	0	0	0			
	ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0			

今後の見込み・確保策

第7期障がい福祉計画では利用を見込んでいませんが、神崎郡自立支援協議会では、令和4年度からひょうご発達障害者支援センターと連携し、発達障がい特性を背景とするひきこもり状態にある人と家族支援である、「CRAFT プログラム」を実施し、家族支援を行っています。

(6) 障がい児通所支援等

① 児童発達支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障がいのある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 対象：障がいや特別な配慮が必要な未就学児

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	7	8	8	10	10	10
	利用日数（人日/月）	21	19	14	25	25	25
	事業所数	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数（人/月）	8	3	8			
	利用日数（人日/月）	31	11	24			
	事業所数	1	1	1			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

母子保健事業でのきめ細かな支援により、ケアステーションかんざきを中心に、療育の機会の確保ができています。その中で、児童発達支援としてサービスを利用している児童の実数以上に療育を必要としている、療育を受けている人数は数値以上に多い状況となっています。

今後の見込み・確保策

引き続き、母子保健事業でのきめ細かな支援により、支援が必要な児童の早期支援に努め、ケアステーションかんざきを中心とし、児童の療育を受けることができる機会の確保に努めます。

②医療型児童発達支援

サービス名	サービスの概要
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童に、児童発達支援及び治療を行います。 対象：障がいや特別な配慮が必要な未就学児

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（人日/月）	0	0	0	0	0	0
	事業所数【新規】	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数（人/月）	0	0	0			
	利用日数（人日/月）	0	0	0			
	事業所数【新規】	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

近隣市町に事業所がないこともあり、利用の実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

これまでの利用実績がないことや、近隣市町にサービス提供事業所がないことなどを踏まえ、第6期計画と同様に本計画においても利用を見込んでいません。

③放課後等デイサービス

サービス名	サービスの概要
放課後等デイサービス	就学している障がいのある 18 歳までの就学児（幼稚園除く）に、授業終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	60	63	63	65	65	65
	利用日数（人日/月）	390	415	415	650	650	650
	事業所数	3	3	3	4	4	4
実績値	実利用者数（人/月）	52	59	58			
	利用日数（人日/月）	478	514	558			
	事業所数	3	4	4			

※令和 5 年度の実績値は、見込値

前計画の検証

放課後等デイサービスは、毎年 15 名前後が新たにサービスを開始しています。実利用者数は計画値を下回りましたが、令和 3 年度に 1 事業所、令和 4 年度に 1 事業所新たに開設したこともあり、利用日数は大きく上回る形となりました。

また、近隣になかった中学生・高校生を対象とした事業所が開設したことで、町内で必要なサービスを受けることが可能になりました。利用ニーズに対し、必要な事業所数の整備を行うことができました。

今後の見込み・確保策

障がい理解が進む中、母子保健事業でのきめ細かな支援や、福祉・教育・医療等の連携が進むことで、児童・生徒数が減少した場合でも、利用ニーズは増加すると考えられます。町内の事業所数については、ニーズに対し必要な事業所数は確保できると考え、新規開設は見込んでいません。一方で、一人一人のニーズが多様化・複雑化する中、事業者や関係機関と連携しながら、適切なサービスの提供体制の整備に努めます。

④保育所等訪問支援

サービス名	サービスの概要
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいや特別な配慮が必要な幼児等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	1	1	1	6	8	10
	利用日数（人日/月）	1	1	1	45	55	65
	事業所数	1	1	1	1	1	1
実績値	実利用者数（人/月）	1	2	5			
	利用日数（人日/月）	18	23	42			
	事業所数	1	1	1			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

令和3年度に、神崎郡内で初めて事業所が開設したことで、サービスの提供が可能となりました。また、令和3年度から毎年、認定こども園・小学校・教育委員会に対し、事業説明や福祉事業所等との意見交換の場を設けることで、関係機関が連携しながらサービスを提供できる環境の整備を行いました。

今後の見込み・確保策

事業所数の増加は見込んでいませんが、関係機関との連携が進むことで、利用ニーズも増加すると考えられます。今後も、関係機関との情報交換の場の確保に努めながら、利用ニーズに対し、必要なサービスが提供できるよう、事業所と連携しながらサービスの提供維持に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

サービス名	サービスの概要
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	延利用者数（人/月）	0	0	0	5	10	10
	実利用者数（人/月）	0	0	0	1	2	2
	事業所数	0	0	0	0	0	0
実績値	延利用者数（人/月）	0	0	1			
	実利用者数（人/月）	0	0	1			
	事業所数	0	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

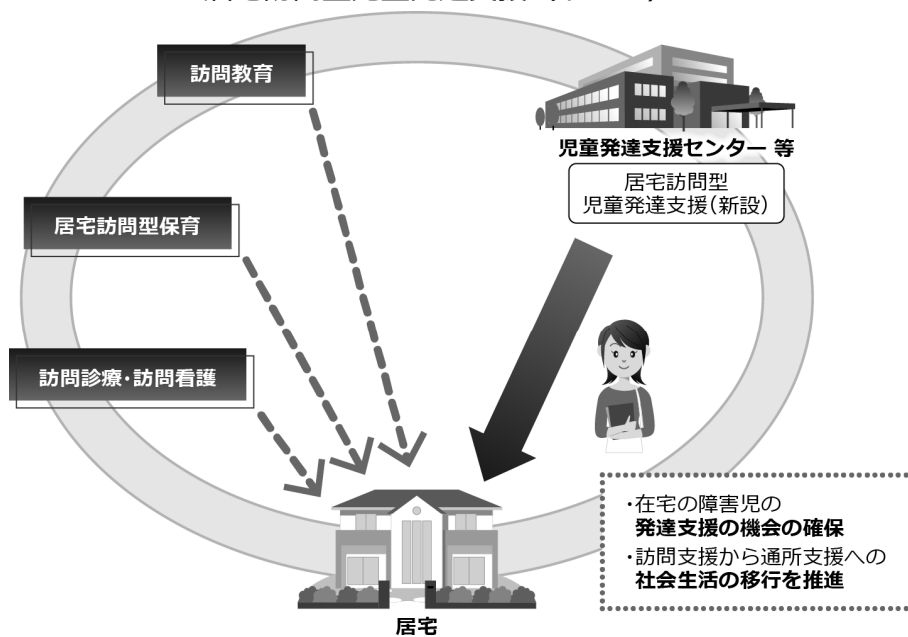
前計画の検証

令和5年度、町外の事業所が神崎郡までサービス提供が可能になったことから、サービスが利用可能になりました。神崎郡内でも初めての利用実績となったため、神崎郡自立支援協議会こども部会にて、事業説明会を行うなど、関係機関との情報交換・連携強化に努めました。

今後の見込み・確保策

重度の障がいのある児童の療育の場の確保は、近隣の社会資源では難しく、遠方の事業所に通所しているケースが多くあります。その中、自宅で療育を受けることができることは、児童の療育の確保及び移動による負担の軽減、保護者のライフスタイルの変化をもたらす重要なサービスとなります。そのため、事業所や関係機関と連携を取りながらサービス提供の維持に努めながら、新たな受け入れ可能事業所の参入を促します。

■ 居宅訪問型児童発達支援（イメージ）



資料：厚生労働省

⑥障がい児相談支援

サービス名	サービスの概要
障がい児相談支援	○障がい児支援利用援護 障がい児通所支援の支援に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障がい児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等と連絡調整などを行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人/月）	8	9	9	5	5	5
	事業所数【新規】	1	1	1	2	3	3
実績値	実利用者数（人/月）	5	3	3			
	事業所数【新規】	1	2	2			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

障がい児通所支援等の支給決定者は、毎年80名を超えています。現在、相談支援事業所数及び相談支援専門員のマンパワー不足により、家族等が計画を立てるセルフプランの割合が大きくなっている自治体もあります。当町では、令和2年度末に1事業所、令和4年度に1事業所新たに開設したこと、町内外の相談支援事業所の努力により、セルフプラン率は0%となっていますが、事業所不足、相談員不足は深刻な状態となっています。

今後の見込み・確保策

今後も障がい児通所支援等サービスの利用増加が見込まれますが、年齢到達等によりサービス終了者もいること、実績値を参考に、見込量を設定しました。

相談支援事業所が不足している課題は、神崎郡自立支援協議会でも協議されていますが、抜本的な解決ができていない状況です。今後も協議を重ねながら、新たな事業所の開設を目標に努めます。

⑦その他の支援体制

サービス名	サービスの概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	○医療的なケアを必要とする障がい児に対して、保健、医療、福祉などの関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	配置人数（人）	0	0	1	1	1	1
実績値	配置人数（人）	1	0	0			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

令和3年度は、兵庫県の「障害者等相談支援コーディネート事業」により、中播磨圏域コーディネーターが医療的ケア児に対するコーディネーターとして配置されました。しかし、令和4年度から中播磨圏域コーディネーターが不在となったことから、以後設置ができていません。未配置となった令和4年度から神崎郡自立支援協議会こども部会にて協議を行い、神崎郡の対象者数等の実態から、コーディネーター配置よりも、支援者一人一人のスキルアップを行い、地域全体で医療的ケア児を支えることができる知識の取得を優先する方針を出しました。令和5年度から医療的ケア児に係る研修の受講を進めながら、こども部会等を通じ、関係機関との連携強化を行いました。

今後の見込み・確保策

神崎郡単位で当該のコーディネーターの配置を設置することを予定しながら、支援者一人一人のスキルアップに努め、医療的ケア児に対する支援の充実に努めます。

サービス名	サービスの概要
●教育と福祉の協議の場の設置 (医療的ケア児含む) ●障がい児の相談窓口の設置	○教育と福祉の協議の場を設けます。(医療的ケア児に対する支援の協議を含む) ○障がいや特別な配慮が必要な子どもの相談窓口を設けます。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計 画 値	協議の場の設置 （設置の有無）	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	相談窓口の設置 （設置の有無）	設置	設置	設置	設置	設置	設置
実 績 値	協議の場の設置 （設置の有無）	設置	設置	設置			
	相談窓口の設置 （設置の有無）	設置	設置	設置			

前計画の検証

神崎郡自立支援協議会こども部会を、教育と福祉の協議の場とし、医療的ケア児に対する支援の協議も含め協議を行いました。相談窓口としては、福崎町障がい者基幹相談支援センター、福崎町保健センター（ふくさきっこステーション）を相談窓口とし、連携しながら支援を行いました。

今後の見込み・確保策

今後も、神崎郡自立支援協議会こども部会を、教育と福祉の協議の場とし、医療的ケア児に対する支援も含め、協議の場の設置を行います。また、福崎町障がい者基幹相談支援センター、福崎町保健センター（ふくさきっこステーション）を相談窓口として、引き続き設置し、連携しながら支援を継続します。

サービス名	サービスの概要
基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化【新規】	○地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。 ○地域の相談支援事業所の人材育成の支援を行います。 ○地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。 ○個別事例の支援内容の検証を行います。 ○主任相談支援専門員の配置を行います。
協議会における相談支援事業所の参画による相談支援体制の充実・強化【新規】	○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討を行います。

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計 画 値	相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数【新規】	3	3	3
	相談支援事業所の人材育成の支援回数【新規】	1	1	1
	相談機関との連携強化の取り組み実施回数【新規】	1	1	1
	個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	1	1	1
	主任相談支援専門員の配置人数【新規】	0	0	0
	相談支援事業所参画による事例検討の実施回数【新規】	1	1	1
	相談支援事業所参画による事例検討の参加事業者・機関数【新規】	6	6	6
	協議会の専門部会の設置数（回数）【新規】	3	3	3

今後の見込み・確保策

基幹相談支援センターにて、地域の相談支援事業所と連携を取りながら相談支援を行っています。さらなる連携強化、地域の相談支援体制の充実を図るために、各取り組みを進めていきます。一方、主任相談支援専門員については、町として相談支援事業所を設置していないため、町直営による基幹相談支援センターの運営体制では整備を進めることはできません。

また、神崎郡自立支援協議会の専門部会である「相談支援部会」を活用し、相談支援事業所等参画による事例検討を積極的に行い、相談支援体制の強化を行います。必要に応じて、「こども部会」「しごと部会」でも、事例検討を行います。

5 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業のサービスの利用量については、前計画期間中における利用実績や既存の事業者のサービス提供体制を基本に、計画相談支援における利用者や家族の思いや希望、今後の事業者の参入意向等を含めて考慮し、見込みました。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
実績値		有	有	有			

前計画の検証

障害者週間・普及啓発事業として、イベントの開催、神崎郡自立支援協議会事業として小中学校の教員を対象として精神障がいへの理解に向けた研修等を行いました。また、社会福祉協議会に委託し、学校に対する福祉体験や福祉学習を実施しました。その他にも、令和5年度には手話ダンス甲子園を開催し、手話の理解促進に係る事業も実施しました。

今後の見込み・確保策

今後も、神崎郡自立支援協議会や社会福祉協議会、ボランティアやNPO団体等と連携しながらより効果的な啓発・研修等の実施に向けて検討・企画していきます。

また、障害者週間などで事業を行いより積極的な啓発を継続します。

②自発的活動支援事業（年間）

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
実績値		有	有	有			

前計画の検証

町内 2 団体に対し、自発的に行う各種活動を支援するための補助金等を交付しました。

今後の見込み・確保策

今後も、引き続き町内 2 団体に活動支援を行い、自発的活動支援事業を活性化します。

③相談支援事業

事業名	事業の概要
障がいのある人相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となり、中立・公平な相談支援の実施のほか、地域関係機関の連携強化、社会資源・改善等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援を行います。

			令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	有	無	有	無	有	無

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	2	3	3
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	無	無	無

前計画の検証

相談支援事業については、2つの指定特定相談支援事業者に委託して実施しました。

基幹相談支援センターについては、相談員が新たな資格を取得するなど、相談体制の機能強化を行いました。

住宅入居サポートについては、実施していませんが、相談支援機関と地域の不動産会社の連携が取れ、双方の努力により現在の社会資源の状況で対応できています。

今後の見込み・確保策

相談支援事業については、引き続き2つの指定特定相談支援事業者に委託して実施しながら、年々多様化・複雑化する相談に対応できるよう、新たな相談機関の確保の検討を進めます。

基幹相談支援センターについては、職員のスキルアップに取り組み機能強化を図りながら、持続可能な運営体制の整備に努めます。

住宅入居サポートについては、地域の実態を把握しながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的に障がいのある人又は精神に障がいのある人に対し、権利擁護を図るため成年後見制度の利用を支援します。 補助を受けなければ制度の活用が困難な方を対象に費用を助成します。また、法人後見の研修を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動を支援します。

●成年後見制度利用支援事業

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
	実利用者数（人）	1	1	2	2	2	2
実績値	有無	有	有	有			
	実利用者数（人）	1	1	1			

※令和5年度実績値は見込値

●成年後見制度法人後見支援事業

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実施の有無	無	無	無	無	無	無
実績値		無	無	無			

前計画の検証

成年後見制度利用支援事業については、毎年申請があり、補助対象となった方に対し、助成を行っています。

成年後見制度法人後見支援事業については、実施はありませんでした。令和4年1月に設立した神崎郡成年後見・法福連携推進協議会にて協議を行いましたが、地域の実情・特性を検討する中で、本事業よりも、相談体制の強化・普及啓発等が優先課題とし、権利擁護支援を進めています。

今後の見込み・確保策

成年後見制度利用支援事業については、毎年一定の申請があるため、引き続き事業の継続を行います。

成年後見制度法人後見支援事業については、今後の計画でも実施を見込んでいません。神崎郡成年後見・法福連携推進協議会にて協議を行いながら、必要に応じて実施を検討します。

権利擁護に関することは、現在神崎郡成年後見・法福連携推進協議会で協議、運営を行うことができる体制が整備されているため、専門職と連携を取りながら各種施策を実施していきます。

⑤意思疎通支援事業

事業名	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、関係機関との連絡調整等を行います。

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用件数（件）	17	17	17	4	4	4
実績値	実利用件数（件）	1	9	6			

※令和5年度の実績値は見込値

前計画の検証

コロナ禍の影響もあり、利用実績は計画値を下回りました。一方、派遣内容として社会参加に係る手話通訳依頼の派遣割合も高くなり、単に行政手続き等の情報保障に留まらず、手話が必要な方の生活の質の向上を目的とした情報保障の機会の確保としても効果が出つつあります。また、要約筆記者派遣事業についても利用実績がありました。一方で、令和5年5月に設立した神崎ろうあ協会から団体派遣の依頼がありましたが、団体派遣を認めていないため、手話通訳者の派遣ができず、課題となりました。

今後の見込み・確保策

聴覚などに障がいのある人の情報保障を行うために、今後もサービスの提供維持に努めます。課題としては、手話通訳者及び要約筆記者派遣事業において、団体派遣を認めていないことが挙げられます。当事者団体や、手話等の情報保障を必要とする活動が増える中、団体派遣の在り方について、調査研究を進めます。

●手話通訳者設置事業

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実設置者数（人）	0	0	0	0	0	1
実績値	実設置者数（人）	0	0	0			

前計画の検証

手話通訳者設置事業は手話通訳者の設置ができませんでした。

今後の見込み・確保策

令和8年度までに、手話通訳者の設置を計画します。手話通訳者の設置方法については、行政窓口での情報保障の観点から、調査研究を行い、様々な方法を検討し進めていきます。また、当事者団体として神崎ろうあ協会と意見交換を行いながら、進めていきます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現力技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	養成講習修了者数（人）	0	0	3	4	4	4
実績値	養成講習修了者数（人）	5	4	11			

前計画の検証

令和 2 年度から、神崎郡で手話奉仕員養成講座を実施しました。令和 2 年度は「入門講座：20 講座）」、令和 3 年度は「基礎講座（25 講座）」、令和 4 年度は「スキルアップ講座（10 講座）」を実施し、3 年計画で手話奉仕員を養成しました。令和 5 年度は「入門講座（20 講座）」を実施し、新たな受講生を募集し、令和 7 年度までの 3 年計画で手話奉仕員を養成します。

今後の見込み・確保策

継続した事業を実施することで、手話奉仕員の育成に努めます。また、神崎ろうあ協会、手話サークルと連携し、受講生の活動の場を確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がい部位に応じた用具を給付します。

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練 支援用具	計画値	件数(件)	0	0	0	2	2	2
	実績値	件数(件)	2	3	2			
自立生活支 援用具	計画値	件数(件)	2	2	2	2	2	2
	実績値	件数(件)	2	3	2			
在宅療養等 支援用具	計画値	件数(件)	4	4	4	2	2	2
	実績値	件数(件)	8	5	2			
情報・意思 疎通支援用具	計画値	件数(件)	2	2	2	2	2	2
	実績値	件数(件)	5	3	2			
排泄管理支 援用具	計画値	件数(件)	373	364	355	340	345	350
	実績値	件数(件)	309	286	340			
居宅生活動 作補助用具	計画値	件数(件)	0	0	0	2	2	2
	実績値	件数(件)	0	1	2			
合計	計画値	件数(件)	381	372	363	350	355	360
	実績値	件数(件)	326	301	350			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

日常生活用具給付等事業は、障がい者の実情に応じて利用されるサービスとなります。

「排泄管理支援用具」は日常的に必要となる用具ですが、他の用具は、障がい者が在宅での生活の質を向上するために使用する用具となります。一定の支給実績があったことは、障がい者の生活の質の向上に繋がったと評価することができます。各品目には耐用年数が設けられており、頻繁に給付するものではないため、新規利用希望者の申請が見込みよりも少ない状態で推移しました。

今後の見込み・確保策

各品目には耐用年数が設けられているため、「排泄管理支援用具」以外は頻繁に給付するものではありません。必要な方が必要な給付を受けることができるよう、障害者手帳交付時の制度説明や、支援者への情報提供を行い、適切な用具の給付に努めます。

⑧移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	契約事業所数	9	9	10	9	9	9
	実利用者数（人）	10	11	12	5	6	7
	延利用時間（時間/年）	544	568	591	570	580	590
実績値	契約事業所数	8	9	8			
	実利用者数（人）	6	3	4			
	延利用時間（時間/年）	279	542	560			

※令和 5 年度の実績値は、見込値

前計画の検証

移動支援の延利用時間はコロナ禍の影響を受けた令和 3 年度は大きく下回りましたが、以後は希望する時間の利用が可能となりました。また、これまで月 20 時間の利用が上限でしたが、利用者のニーズに対応するため、令和 5 年度から月 30 時間（福祉サービスを利用していない方は月 40 時間）の利用まで上限時間を拡大しました。町内では新しく契約した事業所はなく、町外の事業所との新しい契約（もしくは事業終了）となり、概ね横ばいとなっています。事業所の参入を促すため、令和 5 年度には、報酬改定を行いました。

今後の見込み・確保策

障がいのある人の外出や社会参加のためには移動支援事業は非常に重要です。一方で、利用できる事業所が限られることなどの課題もあるため、計画値は概ね横ばいになると見込んでいます。障がい特性やニーズの拡大に対応していく上で、令和 5 年度に作成した「神崎郡移動支援に関するガイドライン」を適宜見直ししながら、サービス提供事業所と連携し、障がいのある人の社会参加を促進します。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画 値	町内	箇所数（か所）	0	0	0	0	0	0
		実利用見込数（人/年）	—	—	—	0	0	0
	町外	箇所数（か所）	0	0	0	0	0	0
		実利用見込数（人/年）	—	—	—	0	0	0
実績 値	町内	箇所数（か所）	0	0	0			
		実利用見込数（人/年）	—	—	—			
	町外	箇所数（か所）	0	0	0			
		実利用見込数（人/年）	—	—	—			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

町内での設置箇所及び利用者はありませんでした。地域活動支援センターを運営する事業所を誘致することが難しい現状があります。また、町外の地域活動支援センターの利用について協議を行いましたが、利用にまでは至りませんでした。

今後の見込み・確保策

地域活動支援センターの設置は難しい状況にあります。近隣市町や事業所と協議を行い、圏域も含めて、地域活動支援センターの利用が可能となる制度の検討を行います。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	契約事業所数	8	8	8	9	9	10
	実利用者数（人）	22	22	22	12	12	13
	延利用回数（回/年）	580	580	580	610	610	620
実績値	契約事業所数	9	9	9			
	実利用者数（人）	9	11	11			
	延利用回数（回/年）	581	603	600			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

日中一時支援事業は、概ね利用を希望する方が利用できる状況にあります。一方で、児童に特化した日中一時支援事業所がなく、核家族化、女性の社会進出が進む中、児童の日中一時のニーズには一部対応できていない状況があります。

今後の見込み・確保策

日中一時支援事業については、概ね横ばいの計画値となると見込んでいます。一方で、児童の日中一時のニーズに対応するため、児童に特化した日中一時支援事業所の参入を促し、保護者のレスパイトケアなどのニーズにも応える体制を整備していくことが必要です。

②スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

事業名	事業の概要
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	聴覚や視覚に障がいがある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなど、障がいのある人が積極的に社会参加できるような支援を行います。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	開催日数（回）	2	2	2	2	2	2
	参加人数（人）	280	280	280	20	20	20
実績値	開催日数（回）	2	2	2			
	参加人数（人）	21	20	20			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

中播磨地区手をつなぐ育成会に事業を委託し、ゆうあい運動会とスポーツ教室が開催されてきました。しかし、コロナ禍により、令和3年度ゆうあい運動会は中止、令和4年度と令和5年度は、ゆうあい映画会として芸術文化活動の場を活用し障がいのある人の社会参加を促進する活動に変更されました。スポーツ教室はコロナ禍でも継続して実施できるよう、2回に分けて実施し、障がいのある人の社会参加の増進に繋がりました。実績値は、スポーツ教室の実績となります。

今後の見込み・確保策

障がいのある人の社会参加活動を促進することに加え、体力増進・交流・余暇活動として非常に有意義であるため、今後も中播磨地区手をつなぐ育成会や郡内他市町と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡大を図っていきます。また、ゆうあい運動会についても、感染症対策や参加者の高齢化等も踏まえ、様々な方法での実施を検討しながら進めていきます。

③訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	在宅の重度障がいのある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、自宅において入浴を提供します。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	実利用者数（人）	2	2	2	3	3	3
	利用日数（日）	104	104	104	150	150	150
実績値	実利用者数（人）	3	3	3			
	利用日数（日）	134	139	150			

※令和5年度の実績値は、見込値

前計画の検証

町外の介護サービス事業所1か所に委託して実施しました。令和3年度に新たに1名利用開始となったことで、実績値が増えました。

今後の見込み・確保策

今後の利用者数は横ばい状態と想定していますが、情報提供を行いながら、安定したサービスが提供できるよう関係機関と連携します。

福崎町
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

計画期間：令和6年度～8年度

令和6年3月策定

編集・発行／福崎町役場 福祉課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の1